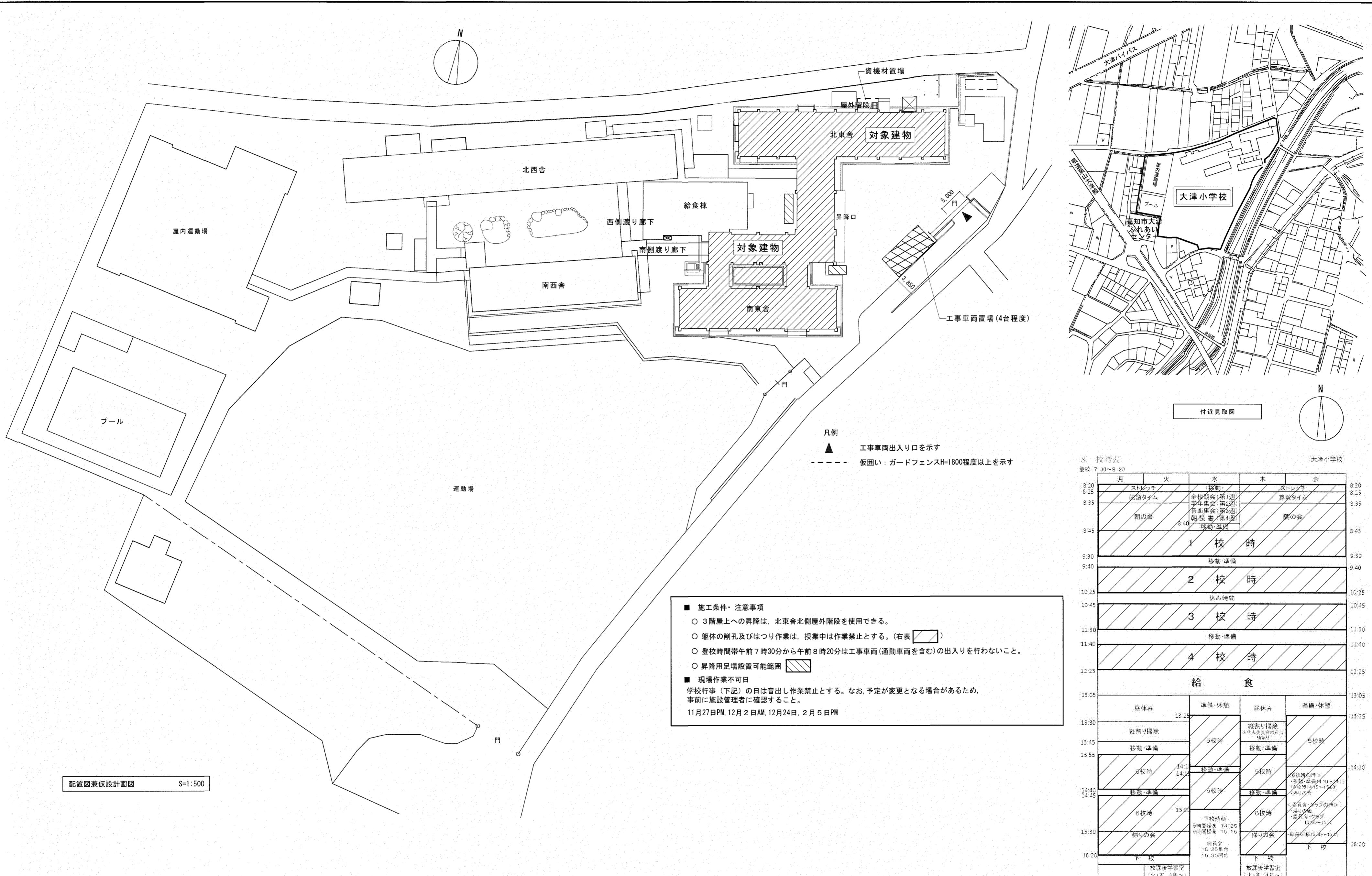
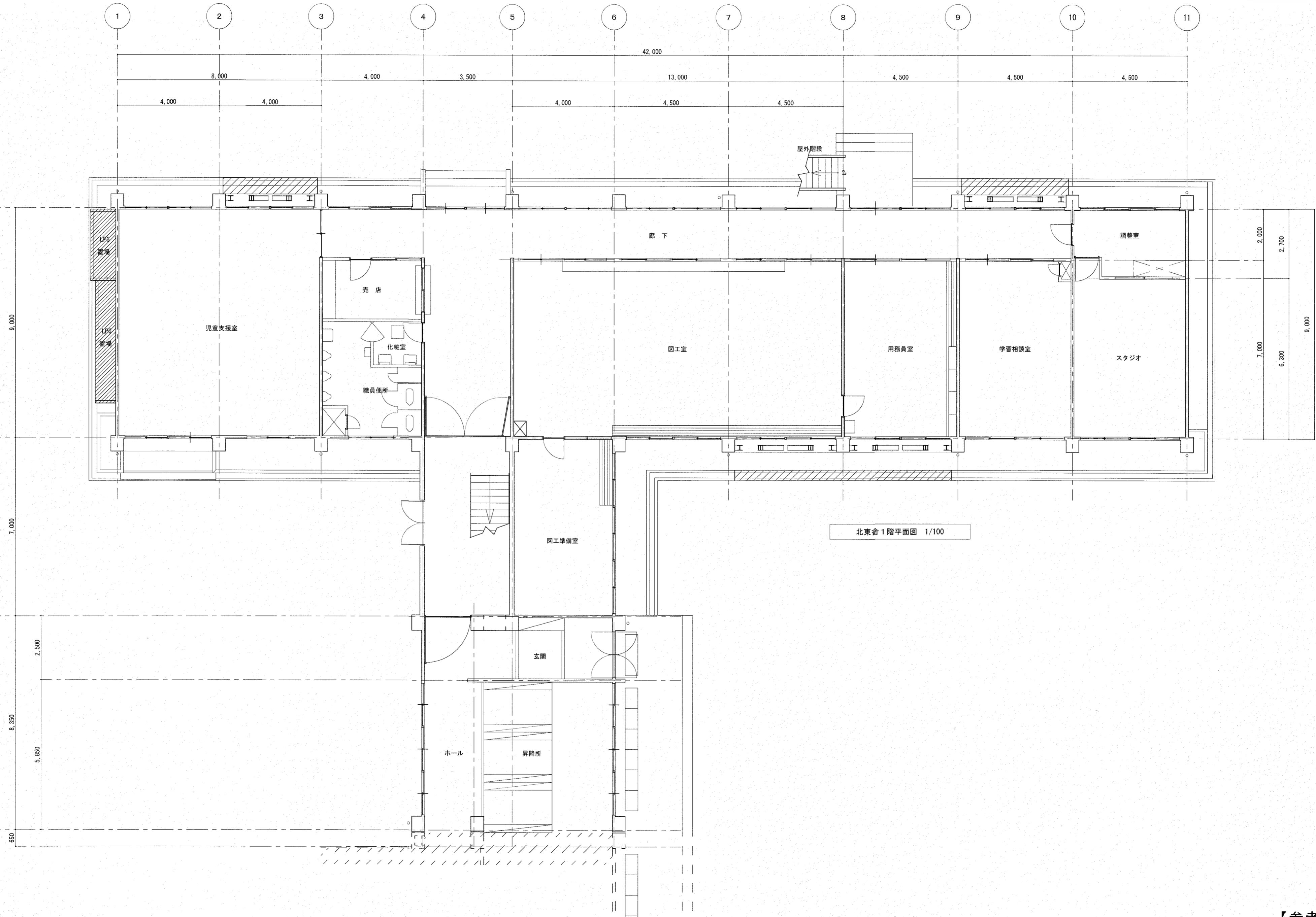


大津小学校南東舎及び北東舎防水改修工事 特記仕様書		2024.04	項目	特記事項	項目	特記事項	
1. 工事場所	高知市大津乙972番地				19 施工数量調査	調査範囲 ※ 図示・改修建物の外壁、軒天、バラベット [1.6.2] 調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診 破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧 外壁調査は、外壁改修工に対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)	
2. 工事種目	【南東舎及び北東舎】 鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ面積2,883m ² 1) 防水改修 一式				⑩ 技能土及び技能資格者	* 適用する (○: 一級, ●: 二級) [1.7.2] [1.7.3] 工事種別 技能検定の作業の種別 ○仮設工事 ※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者) ・鉄筋工事 ※ ○鉄筋組立て作業 ・コンクリート工事 ※ ○コンクリート圧送工事作業・○型枠工事作業 ・鉄骨工事 ※ ●とび作業 ・ブロック・ALCパネル工事 ※ ○コンクリートブロック工事作業 (単一)エーエルシーパネル工事作業 ○防水工事 ○アスファルト防水工事作業 ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニール系シート防水工事作業 ○セメント系防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業 ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ○FRP防水工事作業 ・石工事 ※ ○石張り作業 ・タイル工事 ※ ○タイル張り作業 ・木工事 ※ ○木工工事作業 ・屋根及びとい工事 ○かわらぶき・●スレート工事作業・○内外装板金作業 ・金属工事 ○鋼製下地工事作業・(単一)金属製バルコニー工事作業 ・左官工事 ※ ○左官作業 ・建具工事 ○ビル用サッシ施工業 ・木製建具製作 ○木製建具製作・○ガラス工事作業 ・カーテンウォール工事 ※ ○金属製カーテンウォール工事作業 ・塗装工事 ※ ○建築塗装作業 ・内装工事 ○プラスチック系床仕上げ工事作業・○壁作業 ・●カーペット系床仕上げ工事作業・○畳制作作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・植栽工事 ※ ○造園工事作業 ・その他 ○樹脂接着剤注入工事作業(エボキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エボキシ樹脂注入工事) ○家具手加工作業	
3. 関連工事等	電気設備工事 機械設備工事 ガス設備工事 昇降機設備工事 植栽工事 合併処理装置設置工事 外構工事		⑪ 工事安全計画書	配置人員の資格 1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※ 交通誘導に関し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。 資格 資 格 要 件 配置人数 1, 2級交通誘導警備 交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの 人 (交通誘導警備員A)	⑫ 総括安全衛生管理義務者の指名	19 施工数量調査	調査範囲 ※ 図示・改修建物の外壁、軒天、バラベット [1.6.2] 調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診 破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧 外壁調査は、外壁改修工に対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)
4. 概成工期	完成期限の()日前 (令和 年 月 日)		⑬ 発生材の処理	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。 労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。	20 化学物質の室内濃度の測定	適用する技能土について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。	
5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項)	令和 年 月 日からは、全ての室内部分を使用する。			産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、[1.3.12] 事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、 処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(横替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という) 施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、隨時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理規(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 引渡しを要するもの () 現場再利用を図るもの () ④ 再資源化を図るもの (※ コンクリート ※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※ 木材 ※ アスファルトコンクリート) 特別管理産業廃棄物の施工計画調査 ※ 行う () 行わない 分析調査 ※ 施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う () 行わない	21 化学物質の室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、[1.7.9] 報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のにおける連絡等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。	
II 建築工事仕様				3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ○対象 ○発注者指定型 受注者希望型 本工事は、工事着手日から工事完成までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」 実施要領(營繕工事編)による。 https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukuyuhutsuka.html	22 直接仮設の養生	測定方法 ※ 厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ バラジクロロベンゼン 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超える場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となつたことが確認された場合。 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超える場合には、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。	
1. 特記仕様	1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。			4. 溶接等	23 建築材料等	測定方法 ※ 厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ バラジクロロベンゼン 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超える場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となつたことが確認された場合。 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超える場合には、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。	
2. 溶接等	図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設大臣官房)官房企画監修の以下による。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※ 建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)			5. 「週休2日制モデル工事」の実施について ○対象 ○発注者指定型 受注者希望型 本工事は、工事着手日から工事完成までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」 実施要領(營繕工事編)による。 https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukuyuhutsuka.html	24 特別な材料の工法	測定方法 ※ 厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ バラジクロロベンゼン 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超える場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となつたことが確認された場合。 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超える場合には、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。	
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ○対象 ○発注者指定型 受注者希望型 本工事は、工事着手日から工事完成までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」 実施要領(營繕工事編)による。 https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukuyuhutsuka.html	6. 対象外(理由)			6. 仕上面の出隅処理	25 風圧力	測定方法 ※ 厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ バラジクロロベンゼン 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超える場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となつたことが確認された場合。 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超える場合には、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。	
一般共通事項				7. 下請負者の報告	26 仕上面の出隅処理	測定方法 ※ 厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ バラジクロロベンゼン 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超える場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となつたことが確認された場合。 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超える場合には、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。	
① 工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズ [1.1.4] (CORINS)登録等に関する規約」による。		② 総合工事表	8. 施工日及び施工時間 ① 1.3.5(1)(7)による。 ○図示 (面図番号A-04による) 施工順序 ・図示 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所 ※ 仮囲内 ○図示 (面図番号A-04による)	27 建築材料等	測定方法 ※ 厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ バラジクロロベンゼン 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超える場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となつたことが確認された場合。 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超える場合には、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。	
② 総合工事表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工事表を監督職員に提出する。		③ 総合図	9. 工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。	28 特別な材料の工法	測定方法 ※ 厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ バラジクロロベンゼン 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超える場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となつたことが確認された場合。 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超える場合には、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。	
③ 工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 [1.2.4] また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。		④ 工事写真	10. 下請負者の報告	29 風圧力	測定方法 ※ 厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン<br	

項目	特記事項						項目	特記事項						項目	特記事項																																			
⑥ 塗膜防水	防水層の種別 [3.6.3][表3.6.1～表3.6.3]							特記事項							特記事項																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="2">仕上塗料</th> <th rowspan="2">高日射反射率塗料の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・P O X ◎L 4 X</td> <td>・X - 1 ◎X - 2 ・X - 2 H</td> <td>図示</td> <td>※2成分形アクリル クリク樹脂系 ・ふつ素樹脂系 ・アクリルシリコン樹脂系</td> <td>※製造所の仕様による</td> <td>改修用ドレン ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td>・P I Y ・P 2 Y</td> <td>※Y - 2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>保護層 ・設ける ・設けない</td> </tr> </tbody> </table>						工法	種別	施工箇所	仕上塗料		高日射反射率塗料の適用	備考	種類	使用量	・P O X ◎L 4 X	・X - 1 ◎X - 2 ・X - 2 H	図示	※2成分形アクリル クリク樹脂系 ・ふつ素樹脂系 ・アクリルシリコン樹脂系	※製造所の仕様による	改修用ドレン ・設ける ・設けない	・P I Y ・P 2 Y	※Y - 2				保護層 ・設ける ・設けない	特記事項							特記事項															
工法	種別	施工箇所	仕上塗料		高日射反射率塗料の適用	備考																																												
			種類	使用量																																														
・P O X ◎L 4 X	・X - 1 ◎X - 2 ・X - 2 H	図示	※2成分形アクリル クリク樹脂系 ・ふつ素樹脂系 ・アクリルシリコン樹脂系	※製造所の仕様による	改修用ドレン ・設ける ・設けない																																													
・P I Y ・P 2 Y	※Y - 2				保護層 ・設ける ・設けない																																													
	絶縁工法における脱気装置の種類及び設置数量 ウレタン防水材 ※化物物質MOCAを含有しないもの							特記事項							特記事項																																			
7 FRP防水	ガラスマット 表面の仕上げ 押え金物の材質 押え金物の寸法							特記事項							特記事項																																			
⑧ シーリング	<p>シーリング改修工法の種類 •シーリング充填工法 •ブリッジ工法 •ボンドプレーカー張り •エッジング材張り</p> <p>シーリング材の種類、施工箇所 ※下表による(下表以外は表3.7.1による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類(記号)</th> <th>主成分による区分</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・S R - 1</td> <td>シリコーン系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・S R - 2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎M S - 2</td> <td>变成シリコーン系</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>・P S - 2</td> <td>ポリサルファイド系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・P U - 2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>仕上げを行わない箇所 () [表3.7.1]</p> <p>シーリング材の目地寸法 [3.7.3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所</th> <th>打継ぎ/ひび割れ誘発目地</th> <th>ガラス回りの目地</th> <th>左記以外の目地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅(mm)</td> <td>※ 20以上</td> <td>※幅及び深さ5以上[5.13]</td> <td>※ 10以上</td> </tr> <tr> <td>深さ(mm)</td> <td>※ 10以上</td> <td>[3]による場合を除く)</td> <td>※ 10以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>接着性試験 ※ 簡易接着性試験 • 引張接着性試験</p>						種類(記号)	主成分による区分	施工箇所	・S R - 1	シリコーン系		・S R - 2			◎M S - 2	变成シリコーン系	全て	・P S - 2	ポリサルファイド系		・P U - 2	ポリウレタン系		箇所	打継ぎ/ひび割れ誘発目地	ガラス回りの目地	左記以外の目地	幅(mm)	※ 20以上	※幅及び深さ5以上[5.13]	※ 10以上	深さ(mm)	※ 10以上	[3]による場合を除く)	※ 10以上		特記事項							特記事項					
種類(記号)	主成分による区分	施工箇所																																																
・S R - 1	シリコーン系																																																	
・S R - 2																																																		
◎M S - 2	变成シリコーン系	全て																																																
・P S - 2	ポリサルファイド系																																																	
・P U - 2	ポリウレタン系																																																	
箇所	打継ぎ/ひび割れ誘発目地	ガラス回りの目地	左記以外の目地																																															
幅(mm)	※ 20以上	※幅及び深さ5以上[5.13]	※ 10以上																																															
深さ(mm)	※ 10以上	[3]による場合を除く)	※ 10以上																																															
9 とい	<p>材料 [3.8.2][表3.8.1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)</td> <td></td> <td>※たてどい</td> </tr> <tr> <td>・硬質ポリ塩化ビニル管カラー(ホーVP)</td> <td></td> <td>※たてどい</td> </tr> <tr> <td>・硬質塩化ビニル雨どい</td> <td></td> <td>※軒どい・たてどい</td> </tr> </tbody> </table> <p>とい受金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔 [3.8.2]</p> <p>材種: ※ステンレス製・溶融亜鉛めつき その他: ※表3.8.2による</p> <p>防露材のホルムアルデヒド放出量 ※ F☆☆☆☆</p> <p>既存のといその他の撤去 ※ 図示 [3.8.3]</p> <p>降雨等に対する養生方法 ※ 監督職員と協議による</p> <p>鋼管製といの防露巻き たてどい受金物の取付け ルーフドレンの取付け</p> <p>表面処理 板材折曲げ形 () mm 板厚(※2.0) mm</p> <p>表面処理 種別 表5.2.2による () 種</p> <p>色合い等 ※標準色</p> <p>既存の笠木等の撤去・行う(範囲 ※図示)・行わない・一時取外し再取付け[3.9.3]</p> <p>新規アルミニウム製笠木の下地の補修工法 ※ 図示</p> <p>板材折曲げ形笠木の取付方法 ※ 図示</p> <p>笠木の固定金具の固定工法 建築基準法に基づく風圧力の(※1 + 1.15 + 1.3)倍の風圧力に対応した工法</p> <p>受注者、施工者、材料製造所連名による 10 年保証(完成届提出日より15日後から)</p>						材種	寸法	施工箇所	・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)		※たてどい	・硬質ポリ塩化ビニル管カラー(ホーVP)		※たてどい	・硬質塩化ビニル雨どい		※軒どい・たてどい		特記事項							特記事項																							
材種	寸法	施工箇所																																																
・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)		※たてどい																																																
・硬質ポリ塩化ビニル管カラー(ホーVP)		※たてどい																																																
・硬質塩化ビニル雨どい		※軒どい・たてどい																																																
10 アルミニウム製笠木	<p>種類 •オーブン形式()・押出250形 •板材折曲げ形()・オーブン形式 本体幅()mm 板厚(※2.0) mm</p> <p>表面処理 種別 表5.2.2による () 種</p> <p>色合い等 ※標準色</p> <p>既存の笠木等の撤去・行う(範囲 ※図示)・行わない・一時取外し再取付け[3.9.3]</p> <p>新規アルミニウム製笠木の下地の補修工法 ※ 図示</p> <p>板材折曲げ形笠木の取付方法 ※ 図示</p> <p>笠木の固定金具の固定工法 建築基準法に基づく風圧力の(※1 + 1.15 + 1.3)倍の風圧力に対応した工法</p> <p>JIS K 5675(屋根用高日射反射率塗料)に適合するもの、または、グリーン購入法の高日射反射率防水に適合する保護塗料とする。</p>							特記事項							特記事項																																			
① 保証書 (シーリング除く)																																																		
② 高日射反射率塗料																																																		



工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
高知市 都市建設部 公共建築課	江口	津下	濱口	松木	A-04
大津小学校南東舎及び北東舎防水改修工事	図面名	付近見取図・配置図兼仮設計図	縮尺	1/500	作図年月日



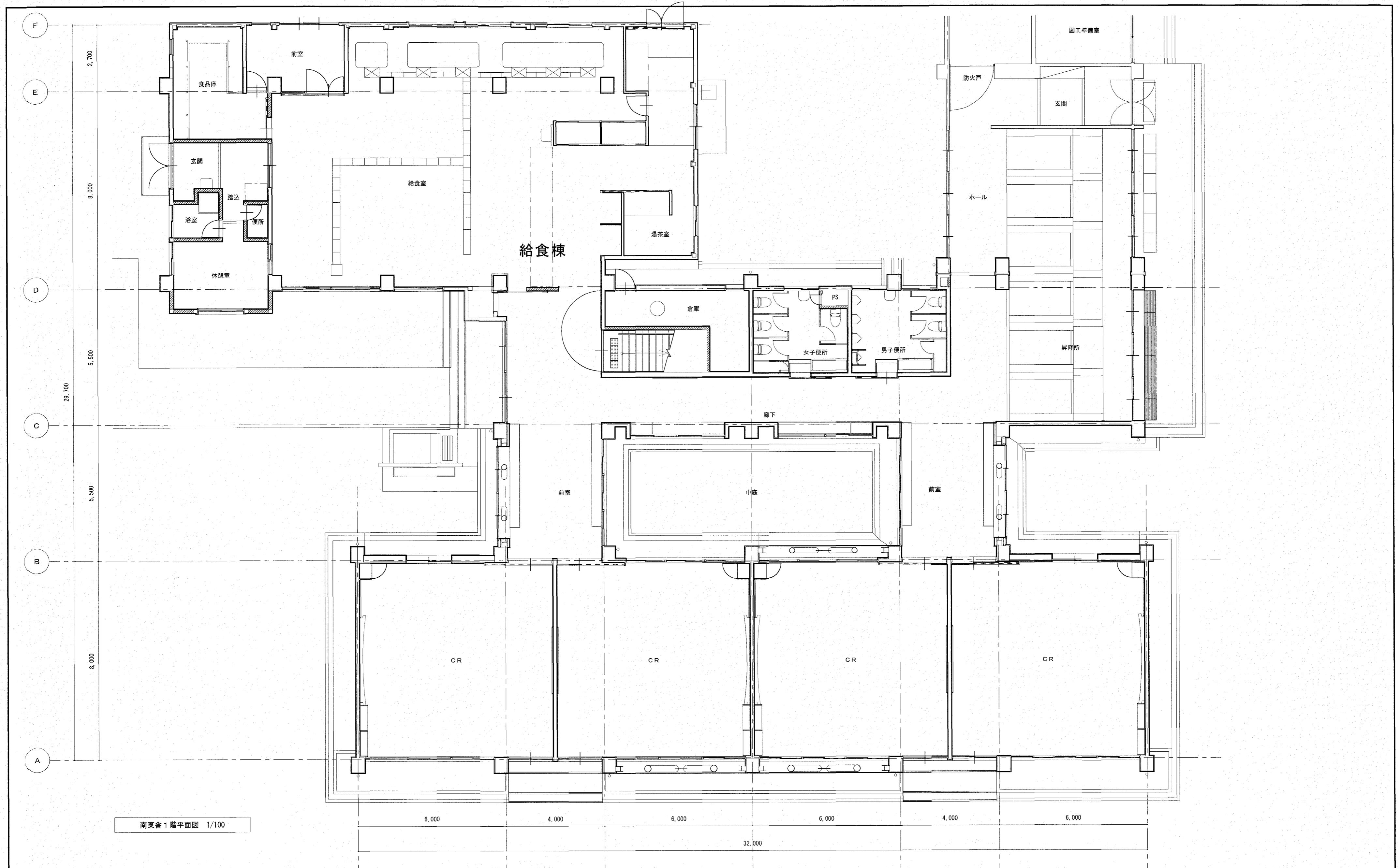
【参考図】

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名
大津小学校南東舎及び北東舎防水改修工事

図面名 【参考図】北東舎 1階平面図 縮尺 1/100 作図年月日

A-05



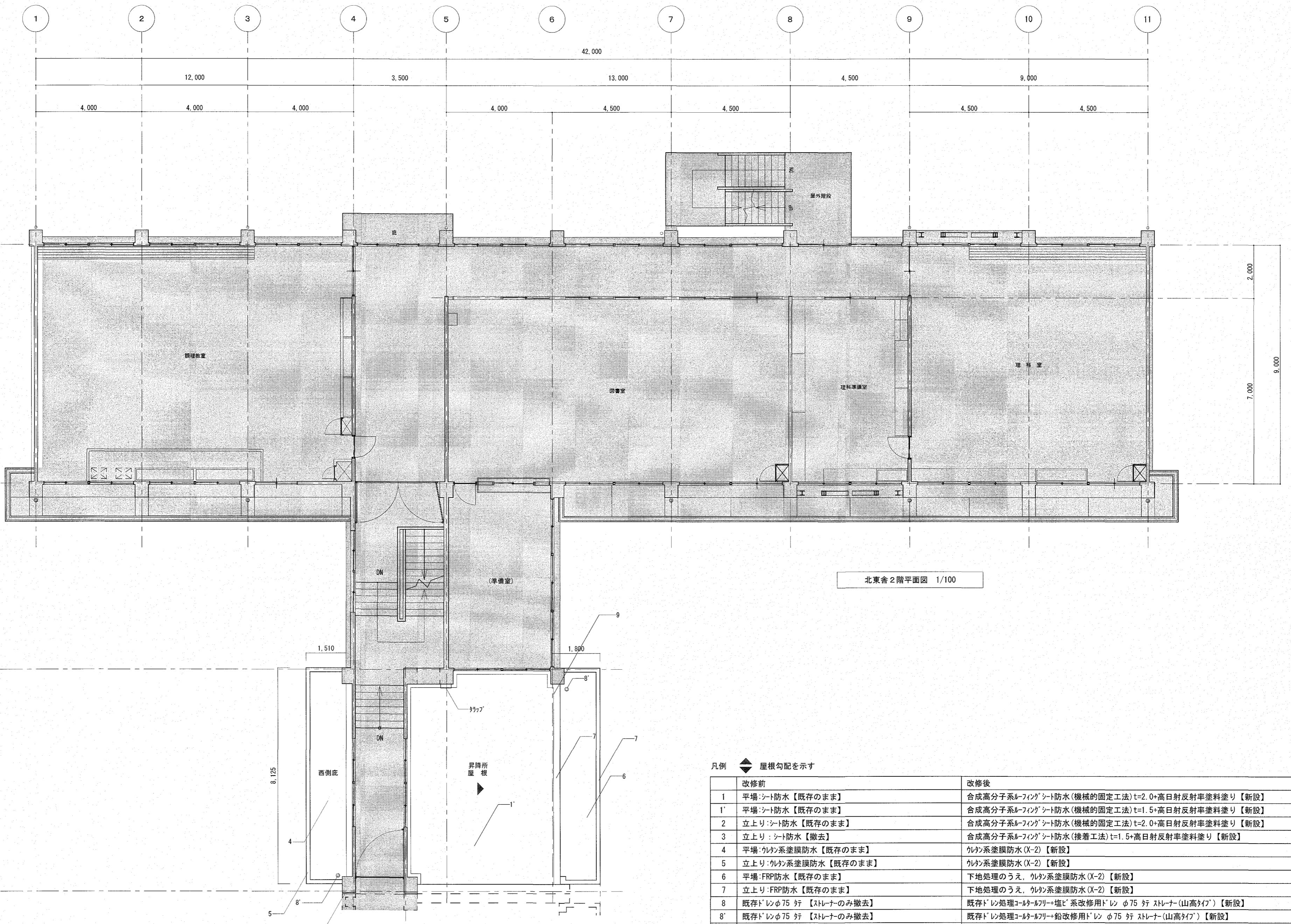
高知市 都市建設部 公共建築課

工事名
大津小学校南東舎及び北東舎防水改修工事

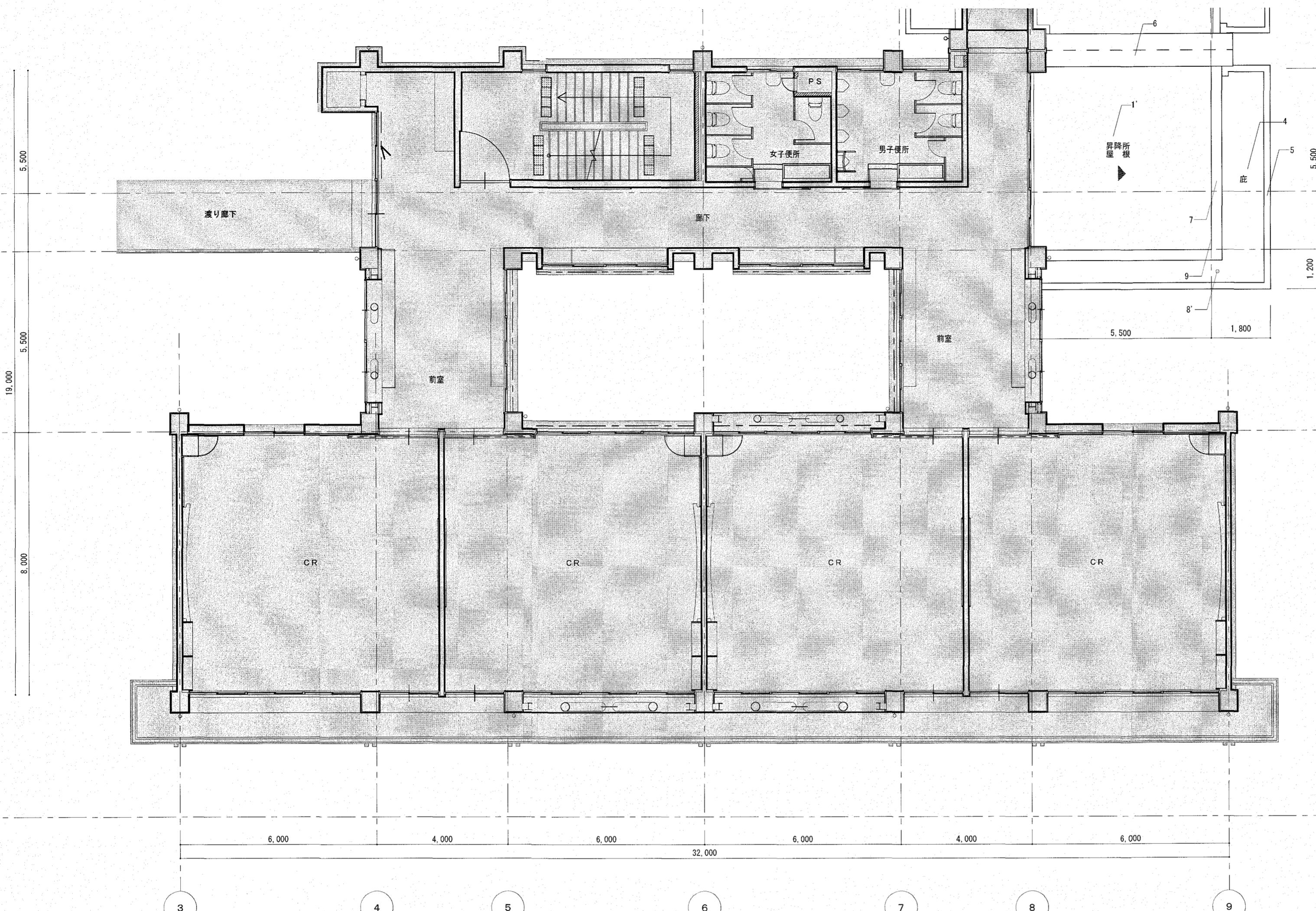
図面名 【参考図】南東舎 1階平面図 縮尺 1/100 作図年月日

【参考図】

A-06



改修範囲外	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	大津小学校南東舎及び北東舎防水改修工事	江口	寺下	喜古	松木	
	図面名	北東舎 2階平面図	縮尺	1/100	作図年月	A-07



南東舎 2階平面図 1/100

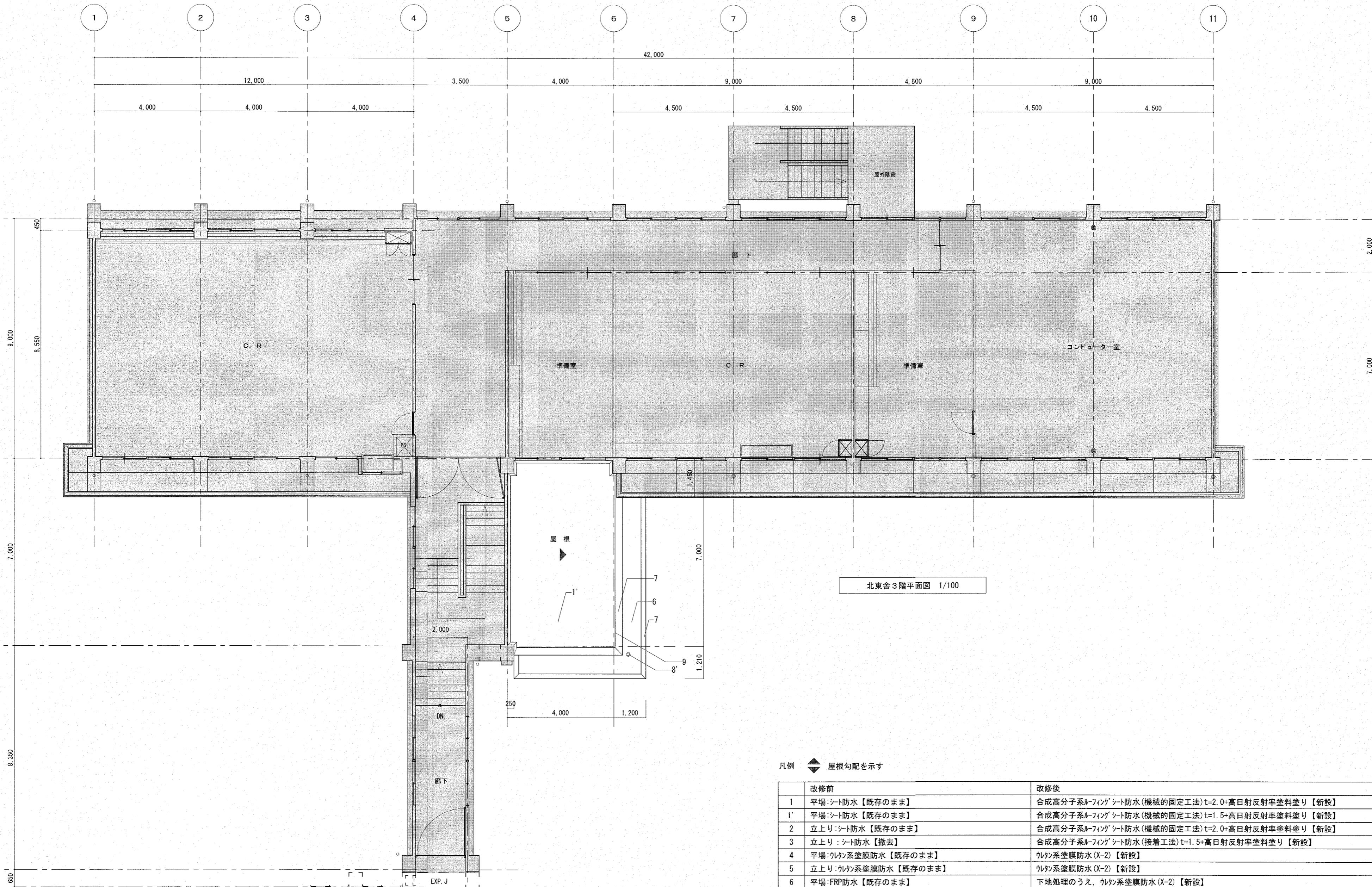
凡例 ◆ 屋根勾配を示す

	改修前	改修後
1 平場:シート防水【既存のまま】		合成高分子系ルーフィングシート防水(機械的固定工法) t=2.0+高日射反射率塗料塗り【新設】
1' 平場:シート防水【既存のまま】		合成高分子系ルーフィングシート防水(機械的固定工法) t=1.5+高日射反射率塗料塗り【新設】
2 立上り:シート防水【既存のまま】		合成高分子系ルーフィングシート防水(機械的固定工法) t=2.0+高日射反射率塗料塗り【新設】
3 立上り:シート防水【撤去】		合成高分子系ルーフィングシート防水(接着工法) t=1.5+高日射反射率塗料塗り【新設】
4 平場:ガルテン系塗膜防水【既存のまま】		ガルテン系塗膜防水(X-2)【新設】
5 立上り:ガルテン系塗膜防水【既存のまま】		ガルテン系塗膜防水(X-2)【新設】
6 平場:FRP防水【既存のまま】		下地処理のうえ、ガルテン系塗膜防水(X-2)【新設】
7 立上り:FRP防水【既存のまま】		下地処理のうえ、ガルテン系塗膜防水(X-2)【新設】
8 既存ドレ ϕ 75 箔【ストレーナのみ撤去】		既存ドレ処理コルクルフリー+塩ビ系改修用ドレ ϕ 75 箔 ストレーナ(山高タイプ)【新設】
8' 既存ドレ ϕ 75 箔【ストレーナのみ撤去】		既存ドレ処理コルクルフリー+鉛改修用ドレ ϕ 75 箔 ストレーナ(山高タイプ)【新設】
9 既存ドレ ϕ 75 箔【ストレーナのみ撤去】		既存ドレ処理コルクルフリー+改修用ドレ ϕ 75 箔 ヨコストレーナ【新設】

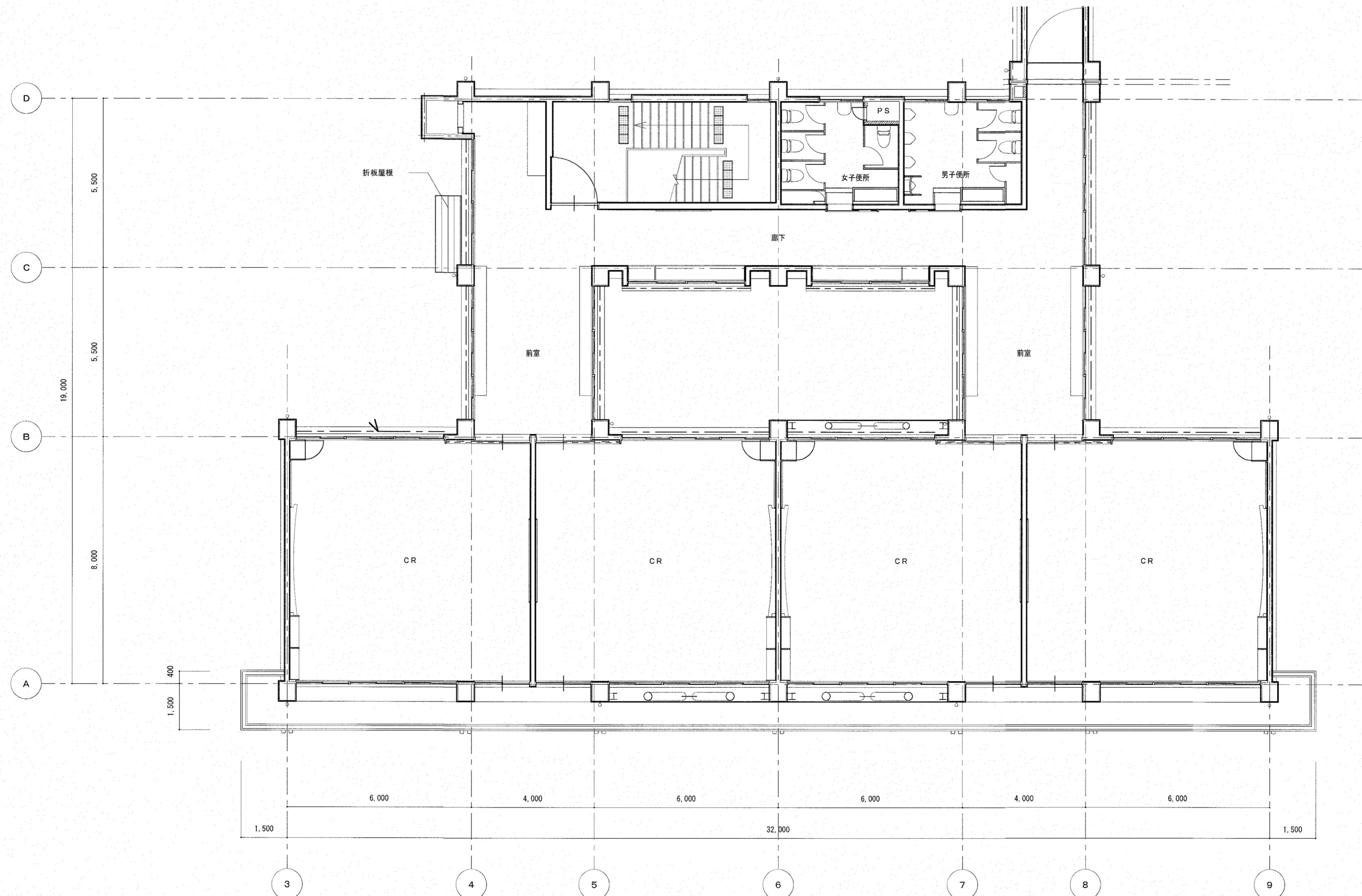
水洗い工法は4~7に行う。

改修範囲外	工事名	係 係長	課長補佐	課長	図面番号
	大津小学校南東舎及び北東舎防水改修工事	江口	寺下	濱口	松木
	図面名	南東舎 2階平面図	縮尺	1/100	作図年月日

A-08



	改修範囲外	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		大津小学校南東舎及び北東舎防水改修工事	江口	津田	大下	濱口	松木
		図面名	北東舎3階平面図	縮尺	1/100	作図年月日	A-09



南東舎3階平面図 1/100

【参考図】

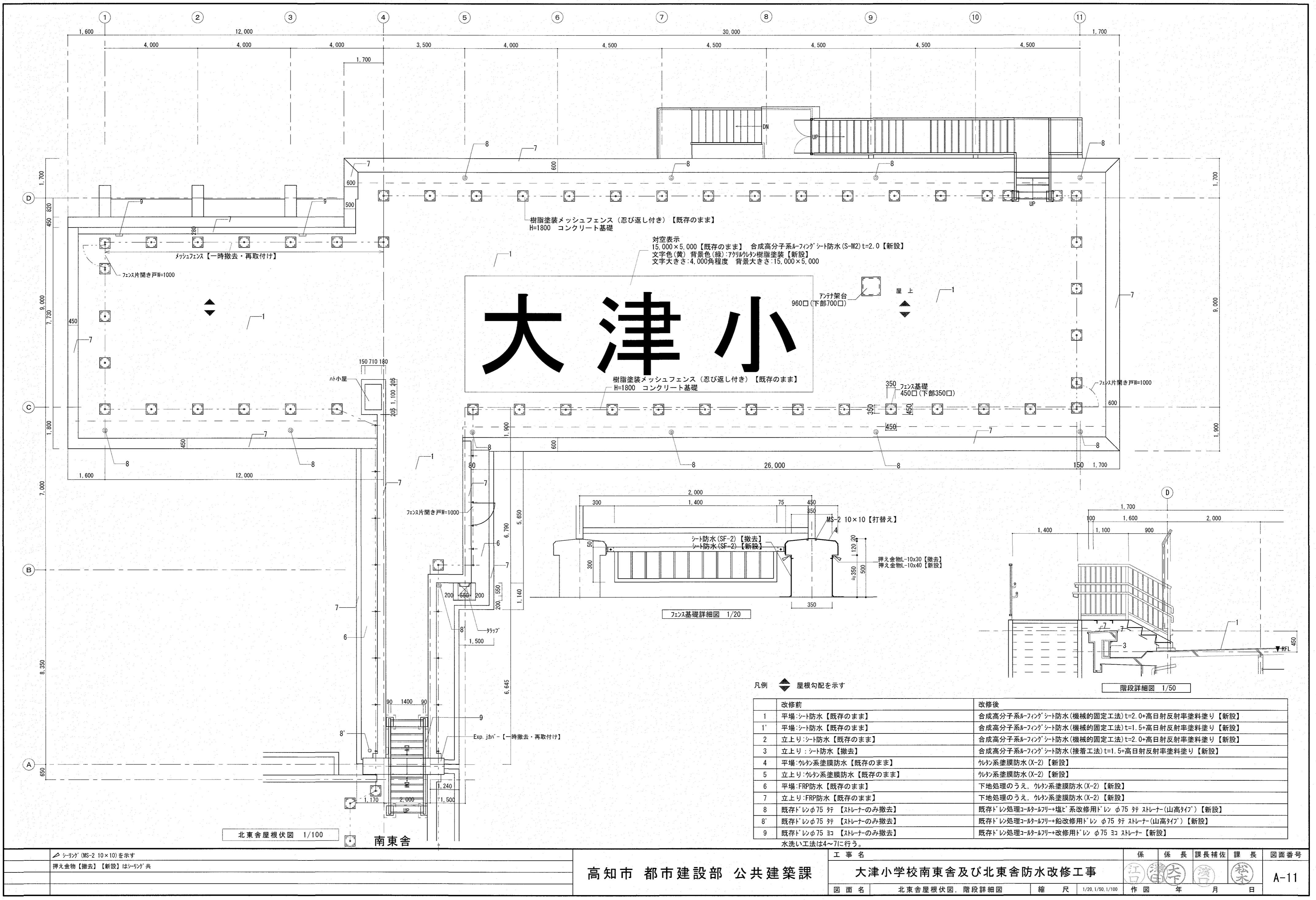
高知市 都市建設部 公共建築課

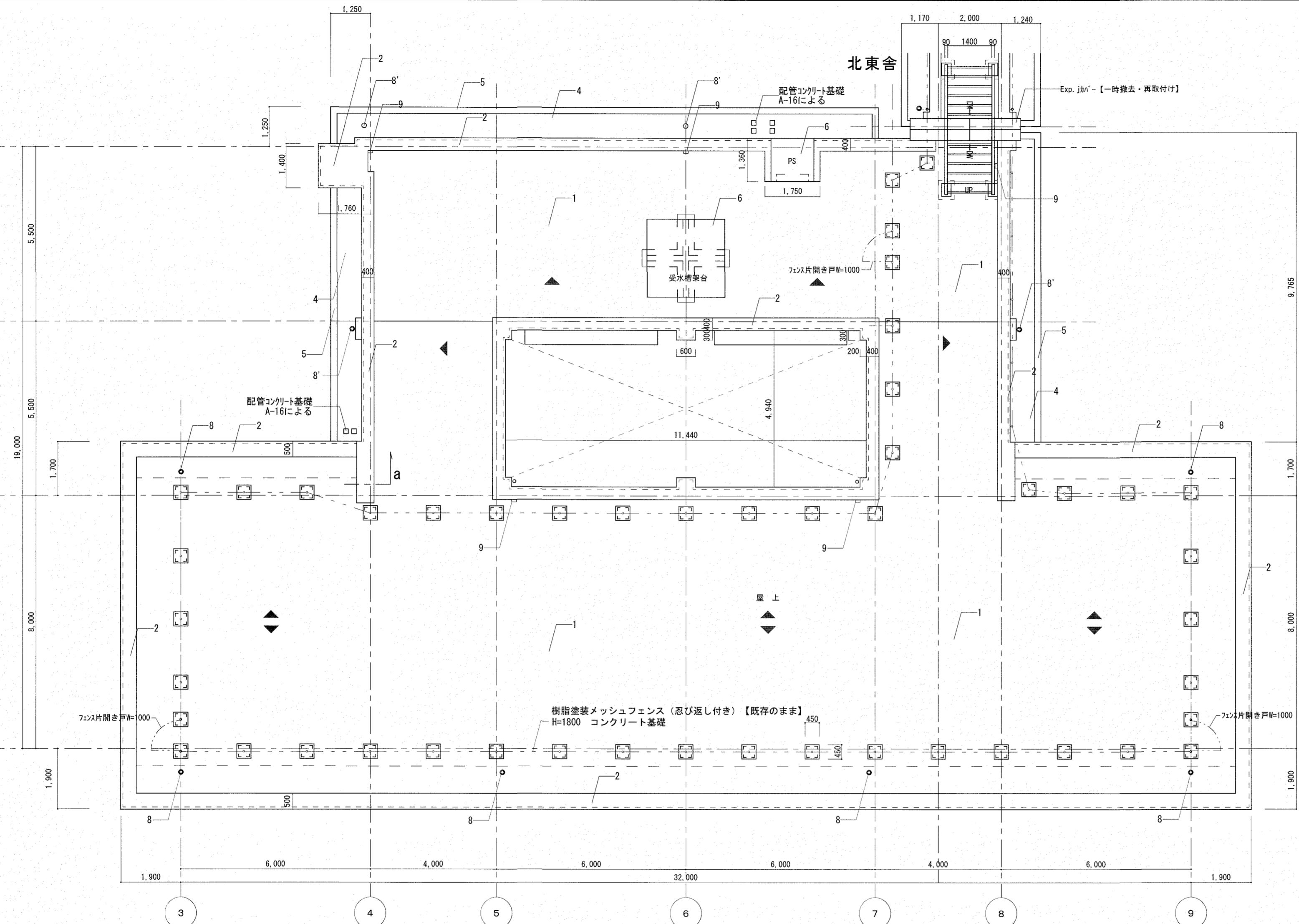
工事名
大津小学校南東舎及び北東舎防水改修工事

図面名 【参考図】南東舎3階平面図

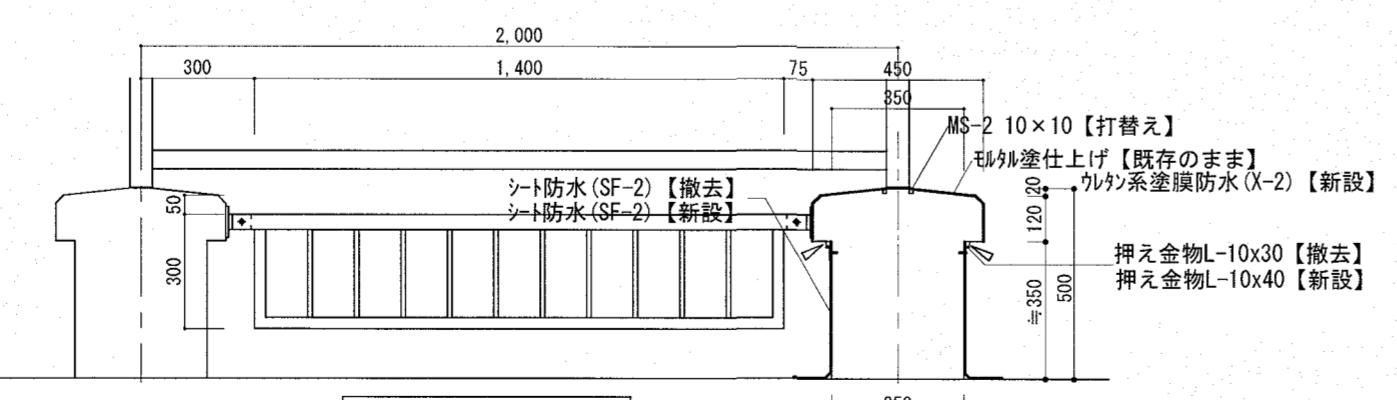
縮尺 1/100

係長
課長補佐
課長
図面番号
A-10
作図年月日





南東舍屋根伏図 1/100



架台詳細図 1/20

凡例		屋根勾配を示す
改修前	改修後	
1 平場:シート防水【既存のまま】	合成高分子系ルーフィングシート防水(機械的固定工法)t=2.0+高日射反射率塗料塗り【新設】	
1' 平場:シート防水【既存のまま】	合成高分子系ルーフィングシート防水(機械的固定工法)t=1.5+高日射反射率塗料塗り【新設】	
2 立上り:シート防水【既存のまま】	合成高分子系ルーフィングシート防水(機械的固定工法)t=2.0+高日射反射率塗料塗り【新設】	
3 立上り:シート防水【撤去】	合成高分子系ルーフィングシート防水(接着工法)t=1.5+高日射反射率塗料塗り【新設】	
4 平場:ケレン系塗膜防水【既存のまま】	ケレン系塗膜防水(X-2)【新設】	
5 立上り:ケレン系塗膜防水【既存のまま】	ケレン系塗膜防水(X-2)【新設】	
6 平場:FRP防水【既存のまま】	下地処理のうえ、ケレン系塗膜防水(X-2)【新設】	
7 立上り:FRP防水【既存のまま】	下地処理のうえ、ケレン系塗膜防水(X-2)【新設】	
8 既存ドレンφ75 管【ストレーナのみ撤去】	既存ドレン処理コルクタリ+塩ビ系改修用ドレン φ75 管ストレーナ(山高タイプ)【新設】	
8' 既存ドレンφ75 管【ストレーナのみ撤去】	既存ドレン処理コルクタリ+鉛改修用ドレン φ75 管ストレーナ(山高タイプ)【新設】	
9 既存ドレンφ75 管【ストレーナのみ撤去】	既存ドレン処理コルクタリ+改修用ドレン φ75 管ストレーナ【新設】	

水洗い工法は4~7に行う。

△ シーリング (MS-2 10×10) を示す
押え金物【撤去】【新設】はシーリング共

高知市 都市建設部 公共建築課

大津小学校南東舎及び北東舎防水改修工事

図面名 南東舎屋根伏図 縮尺 1/20, 1/100 作図年月日

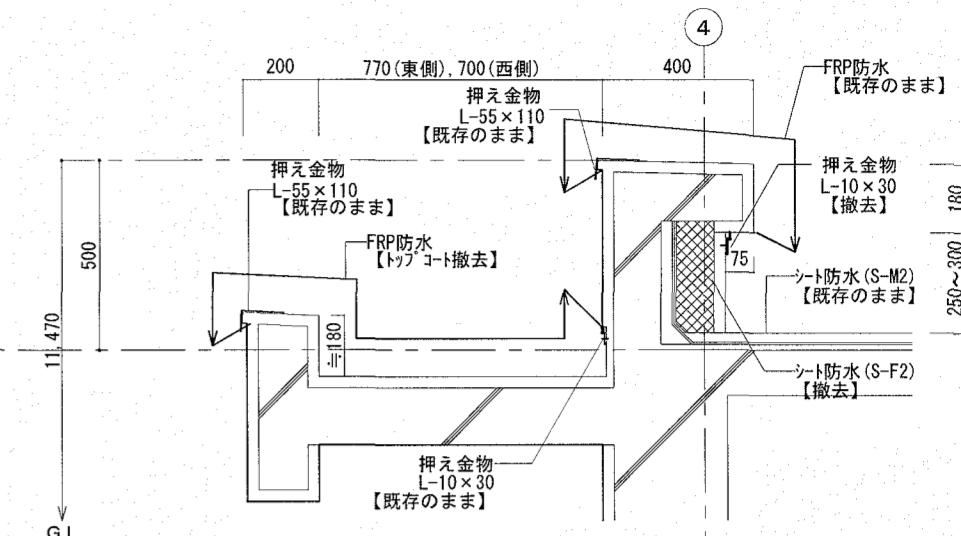
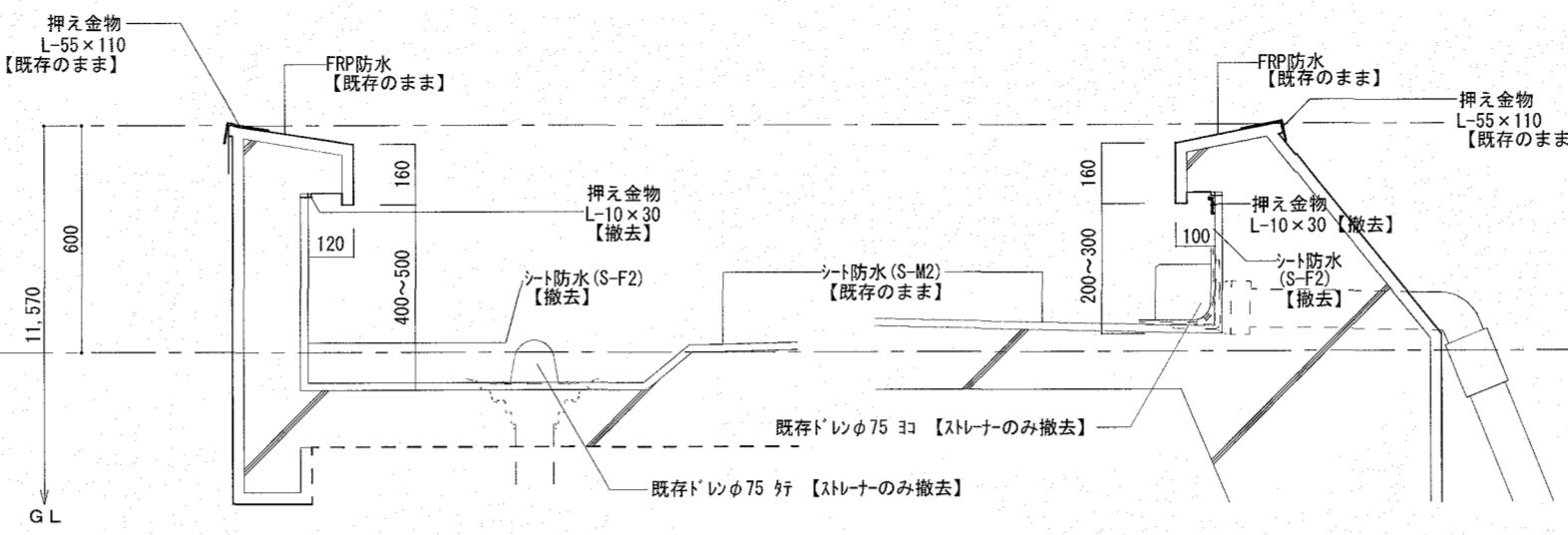
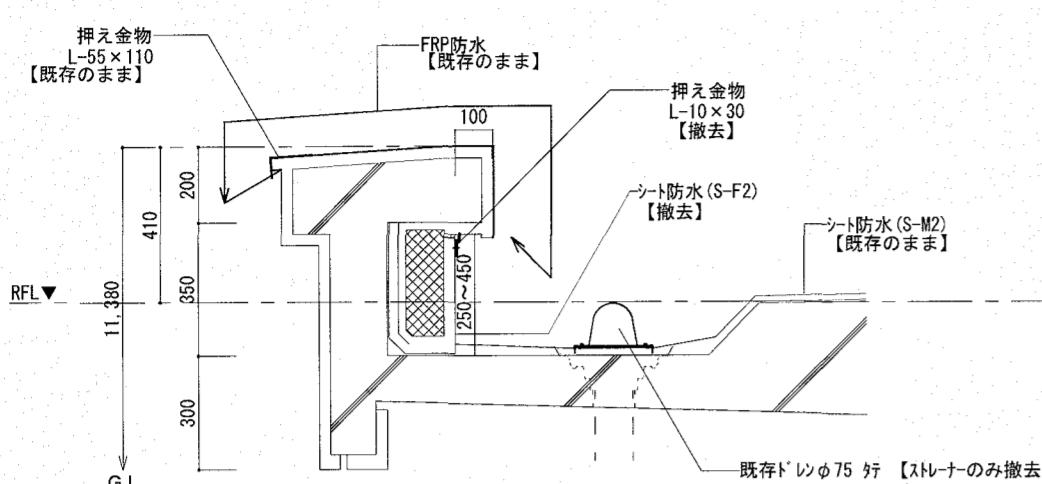
江口書大下濱松
A-12

屋上（東側） S=1:20

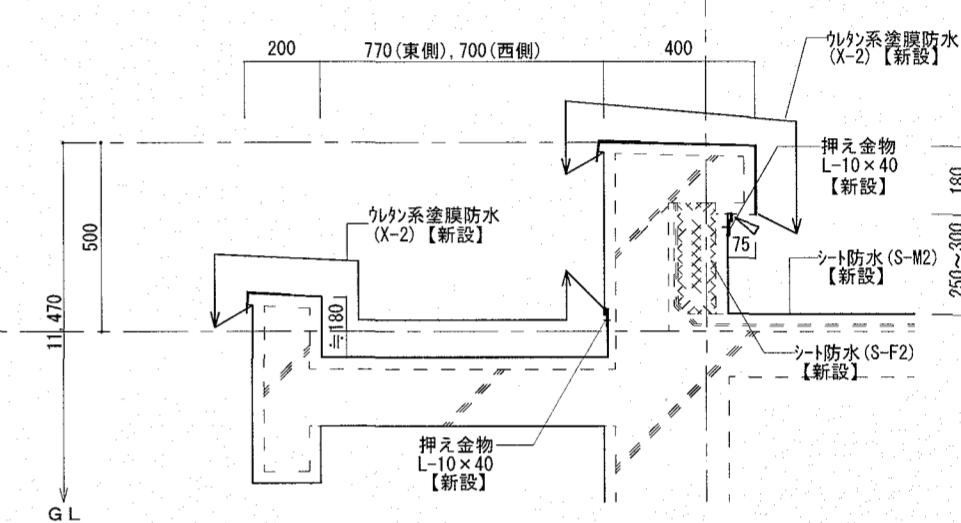
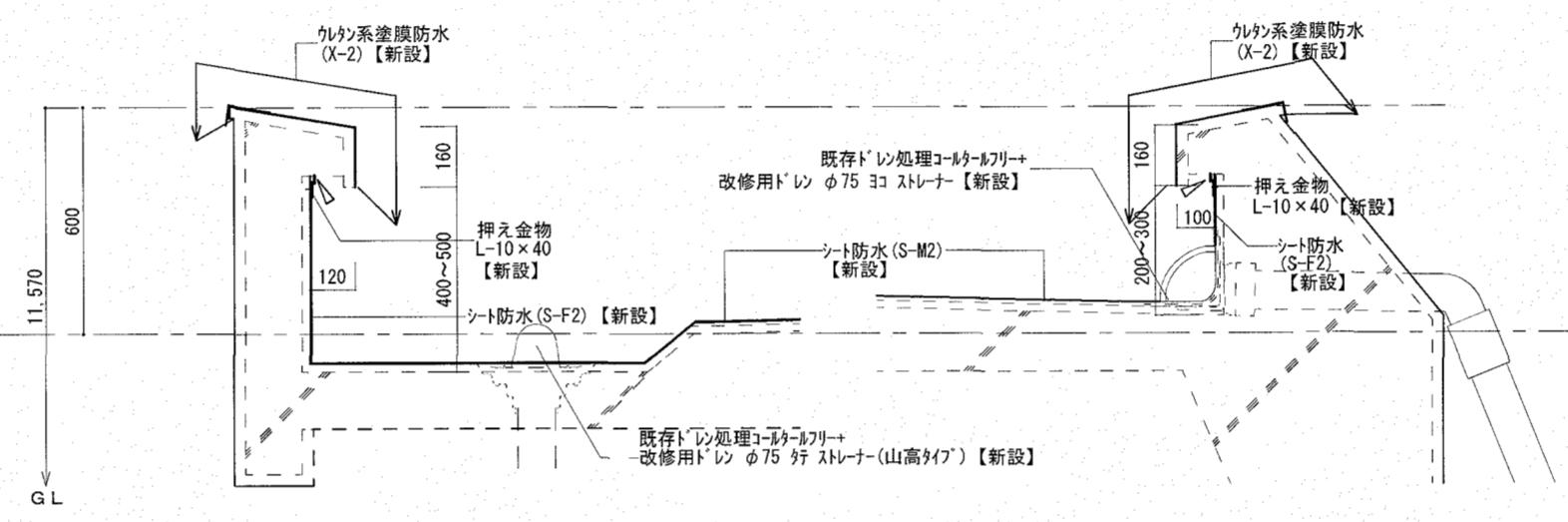
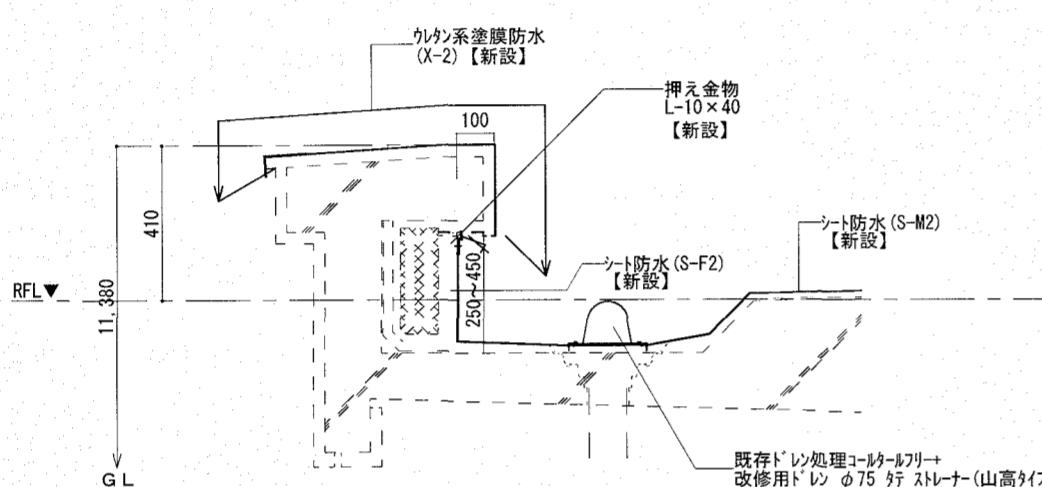
屋上（西側） S=1:20

屋上（南側） S=1:20

改修前

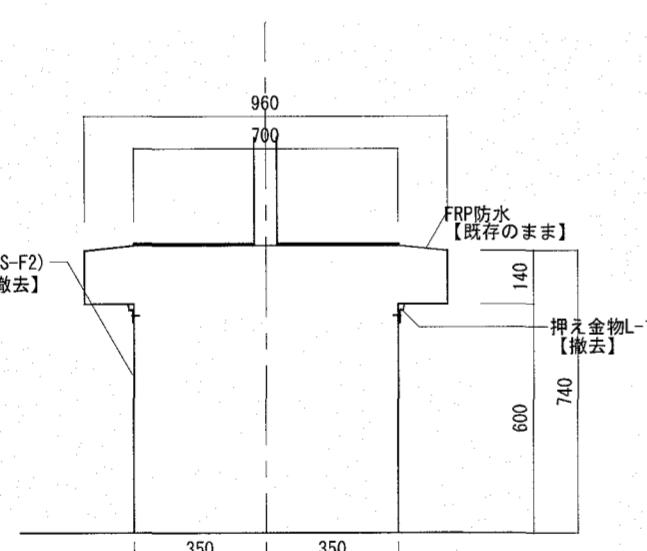


改修後



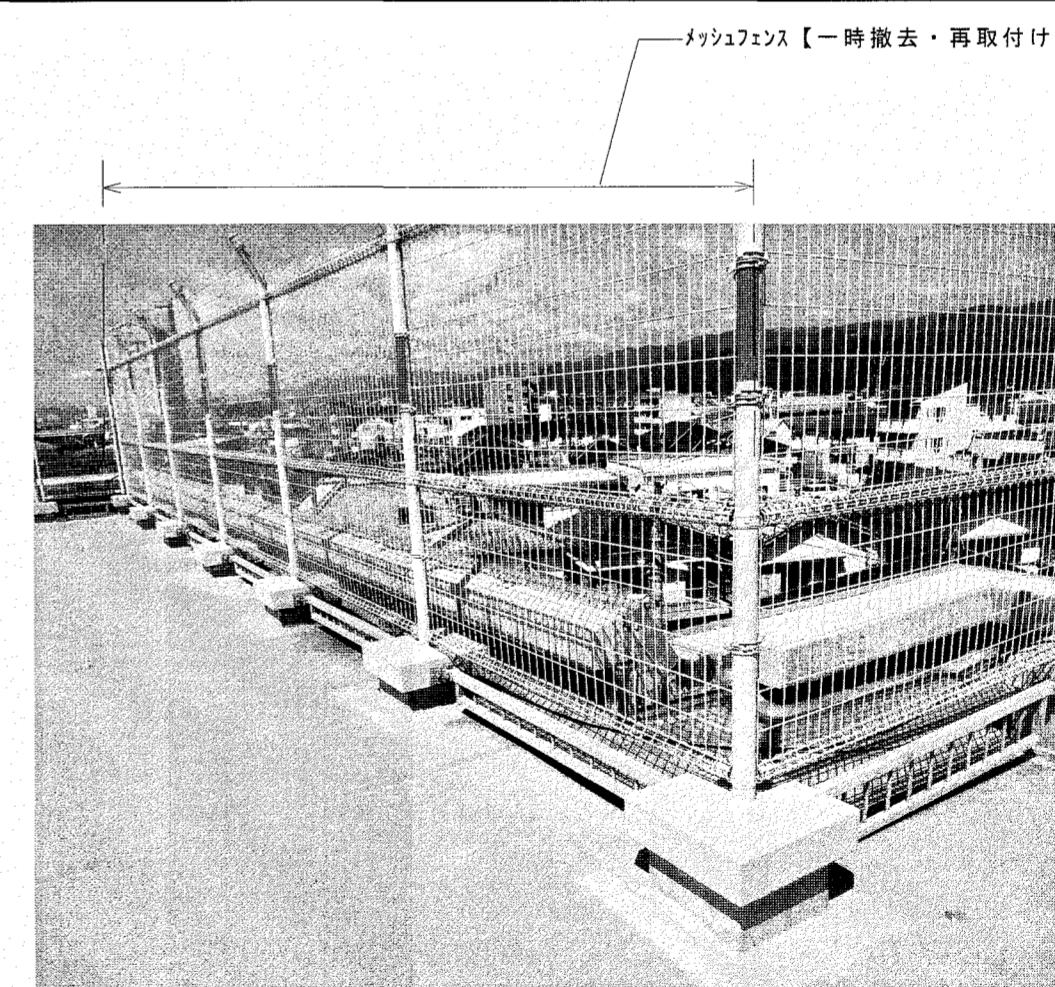
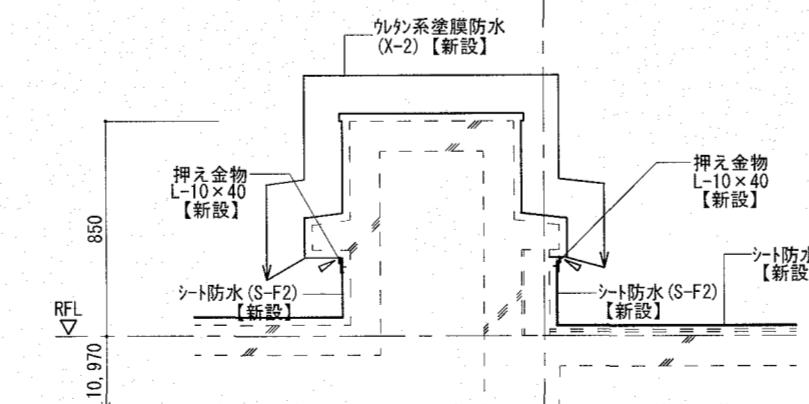
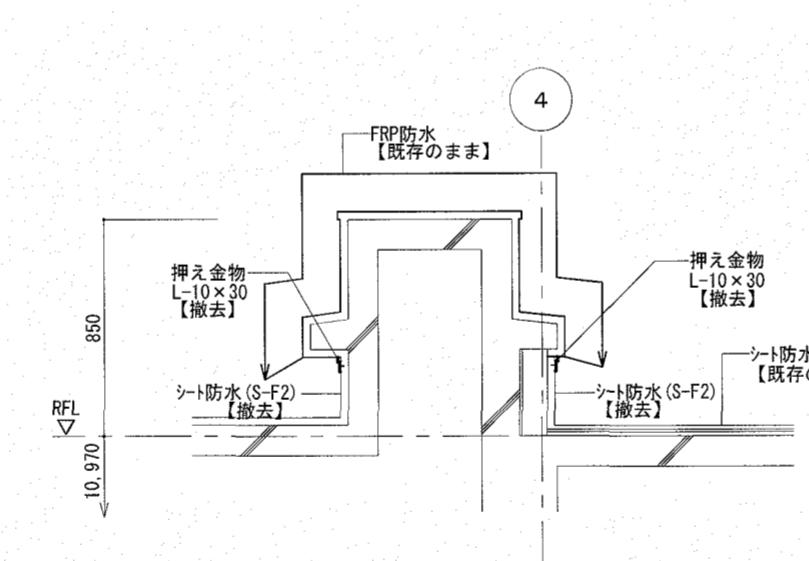
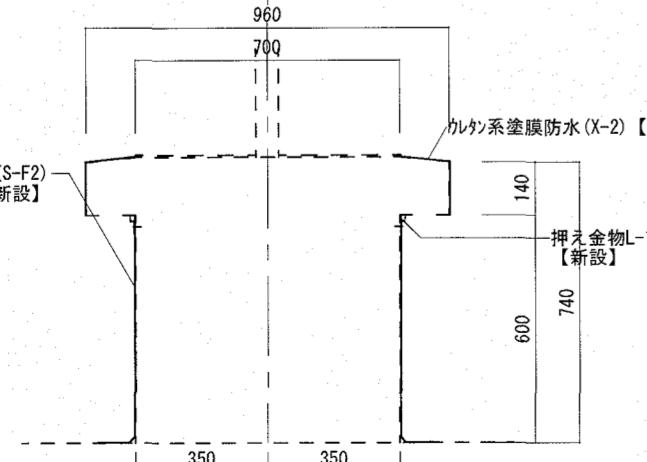
アンテナ架台 詳細図 S=1:20

改修前



屋上ハト小屋 S=1:20

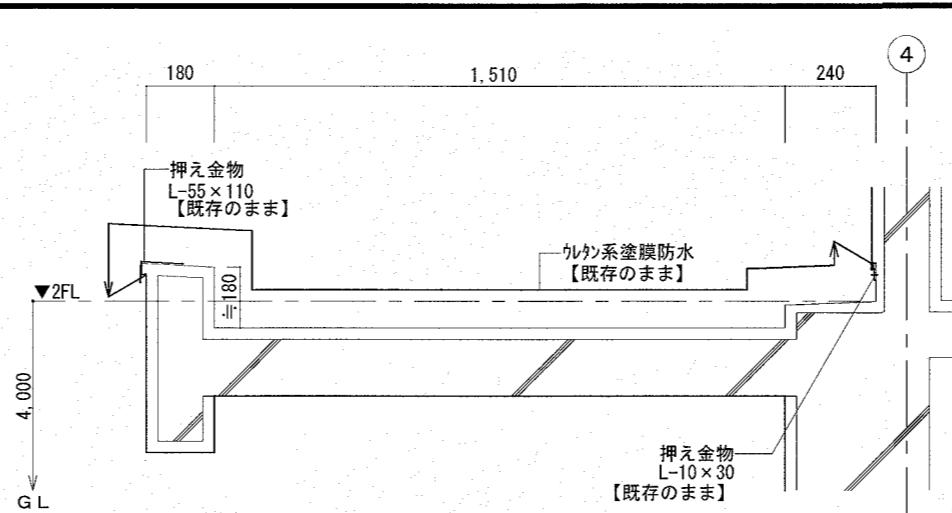
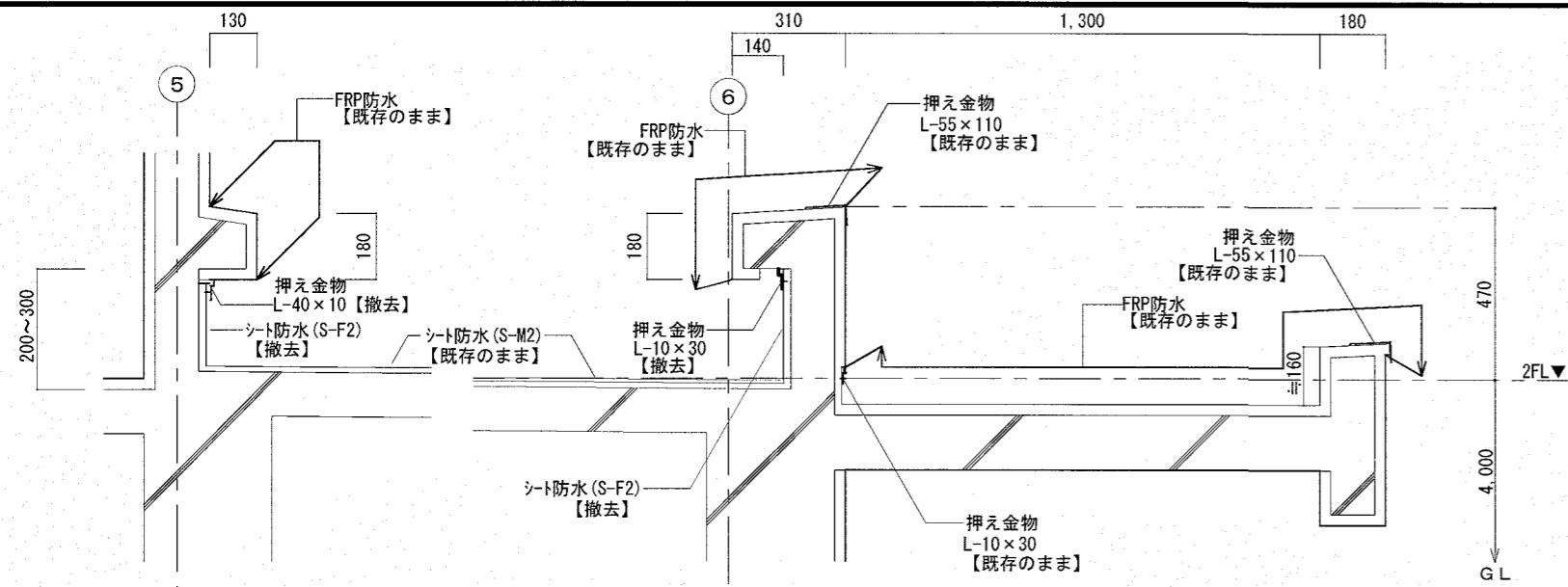
改修後



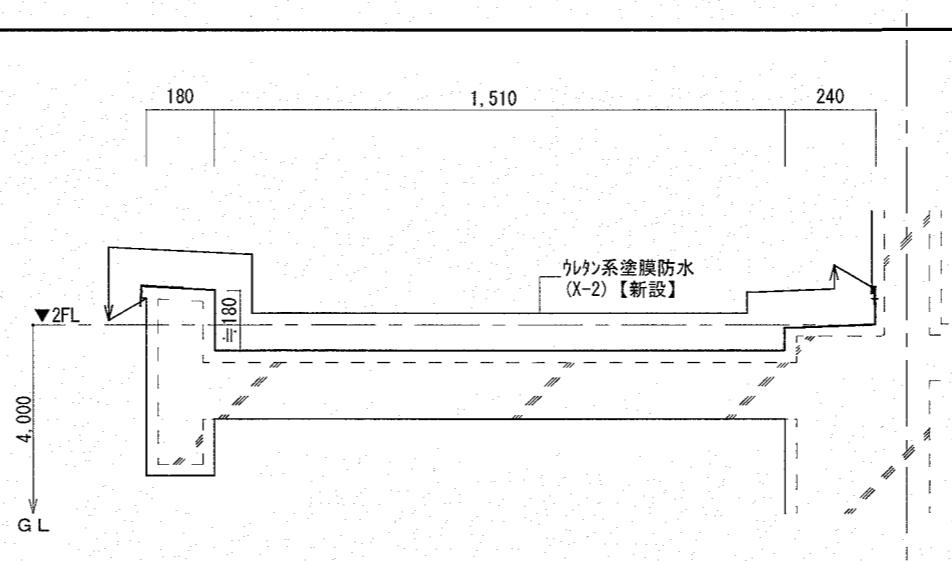
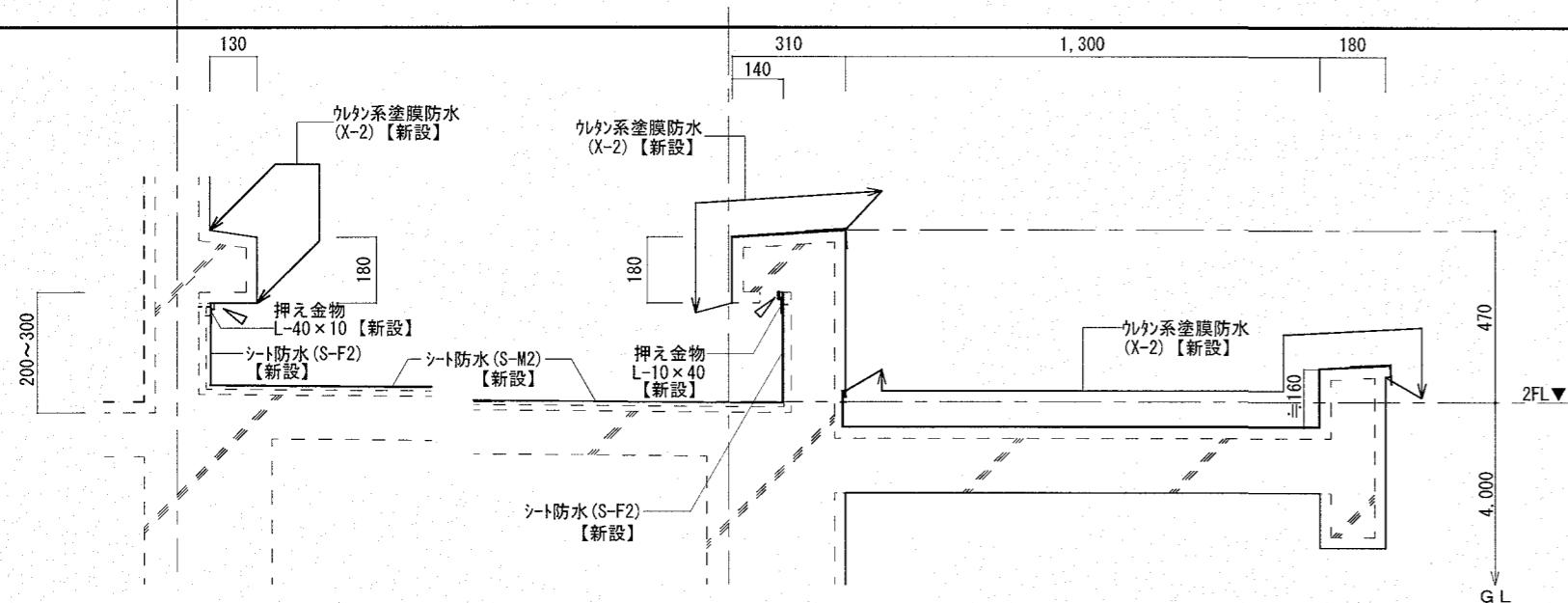
昇降所屋上 S=1:20

昇降所西側庇 S=1:20

改修前

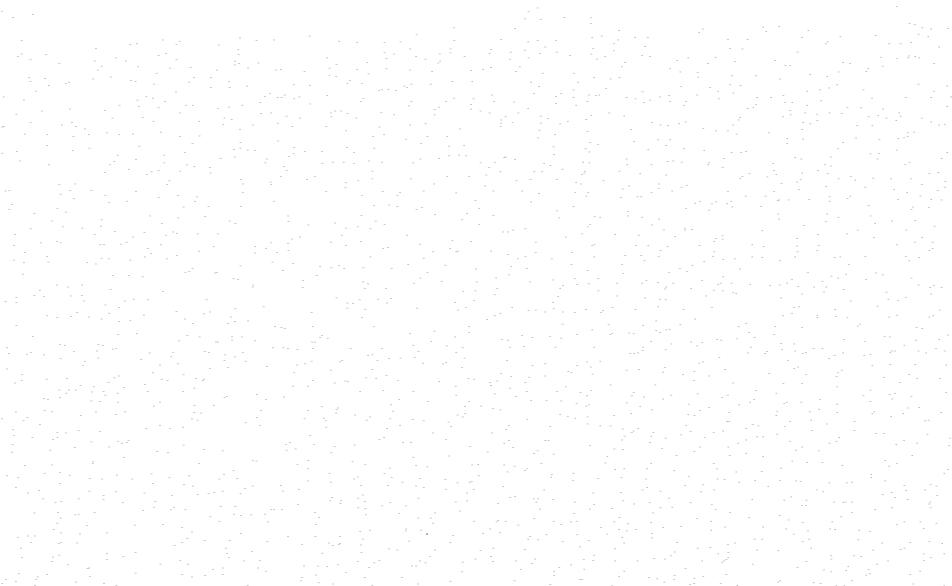
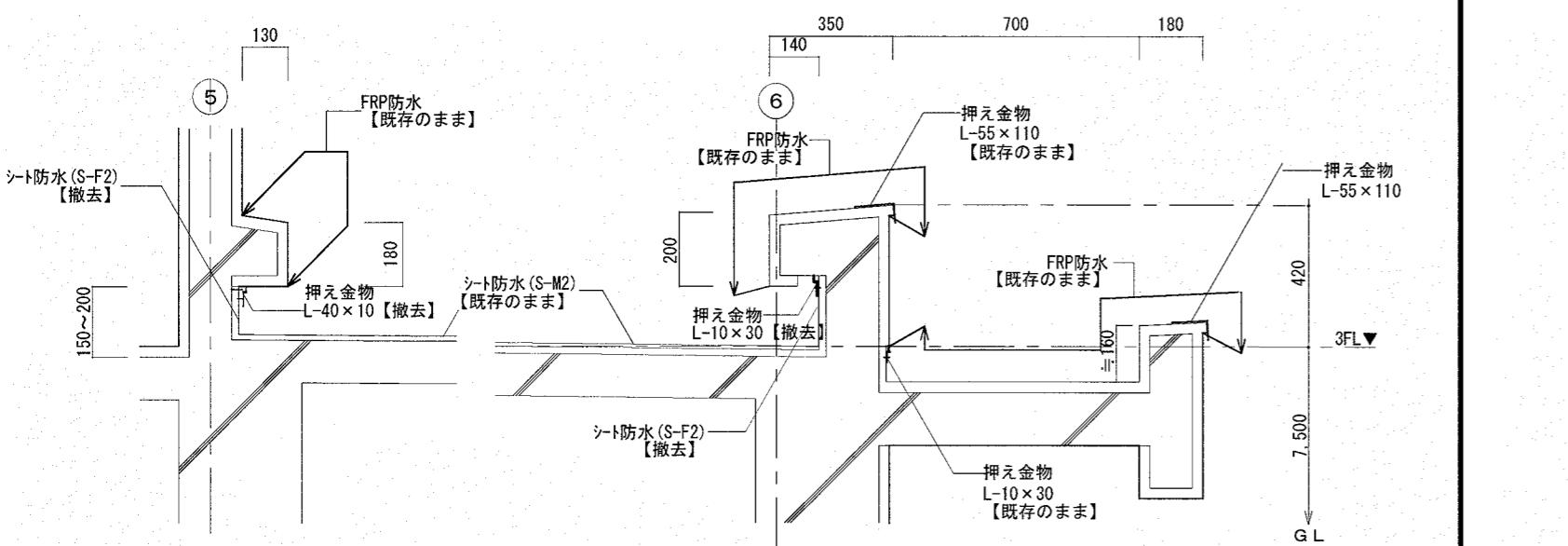


改修後

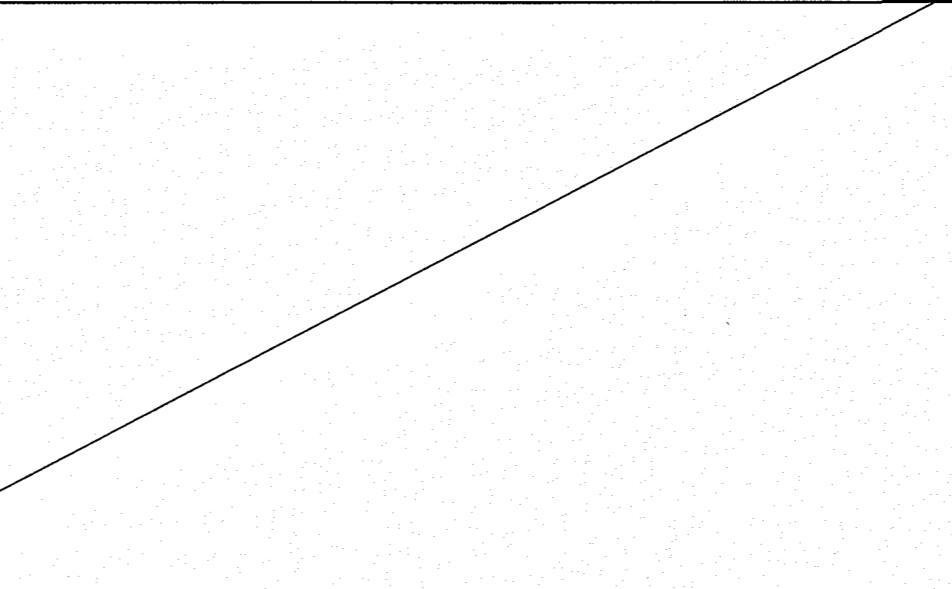
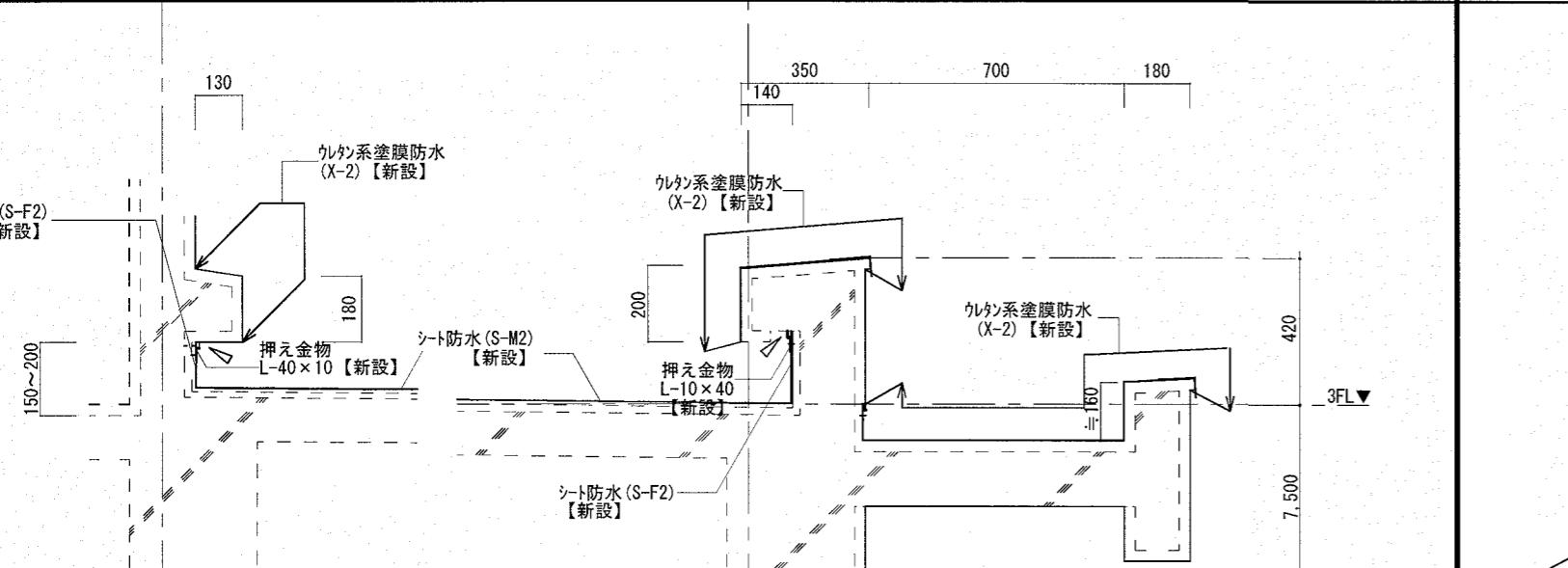


2階屋上 S=1:20

改修前



改修後



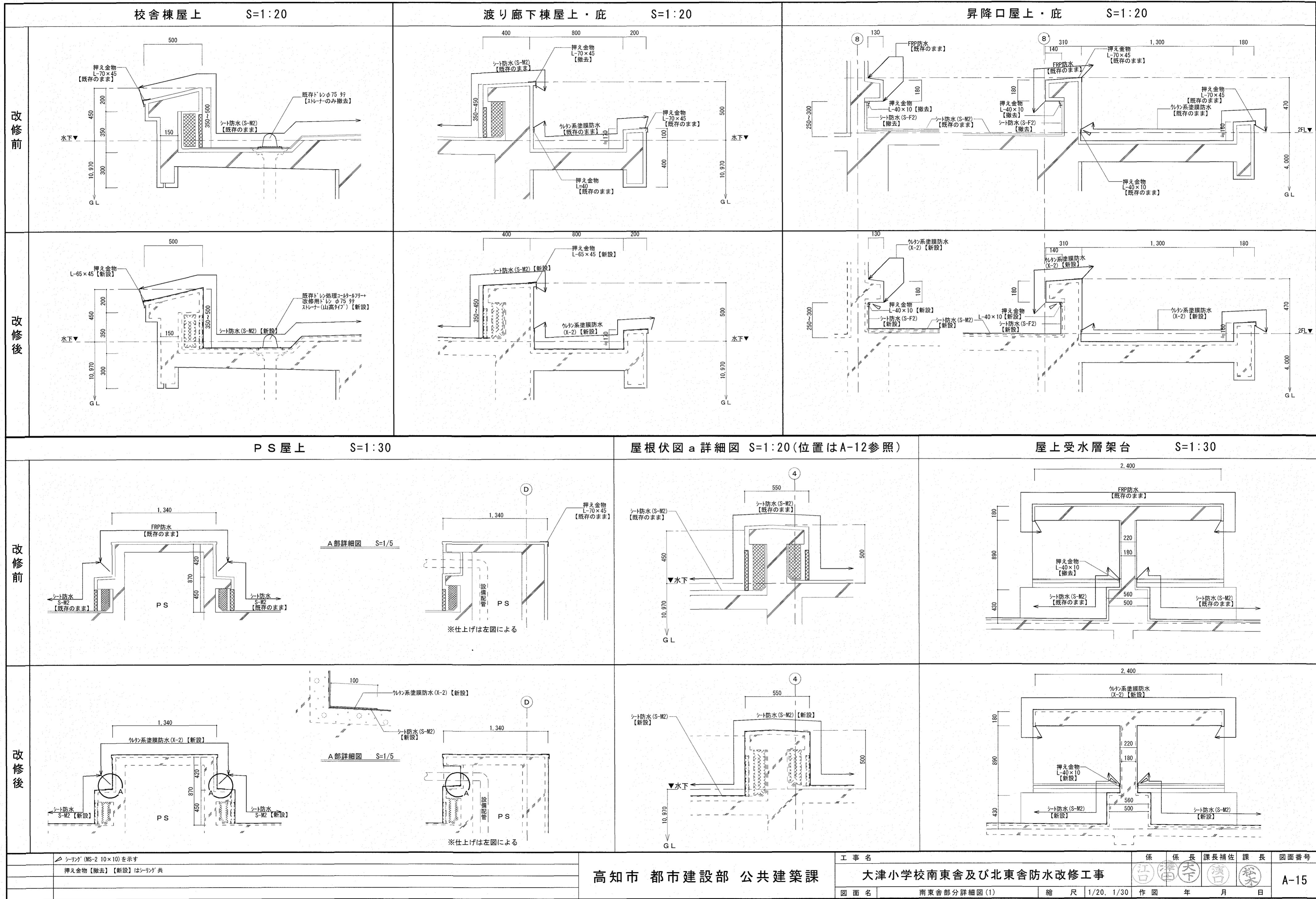
△ シーリング (MS-2 10×10) を示す

押え金物【撤去】【新設】はシーリング共

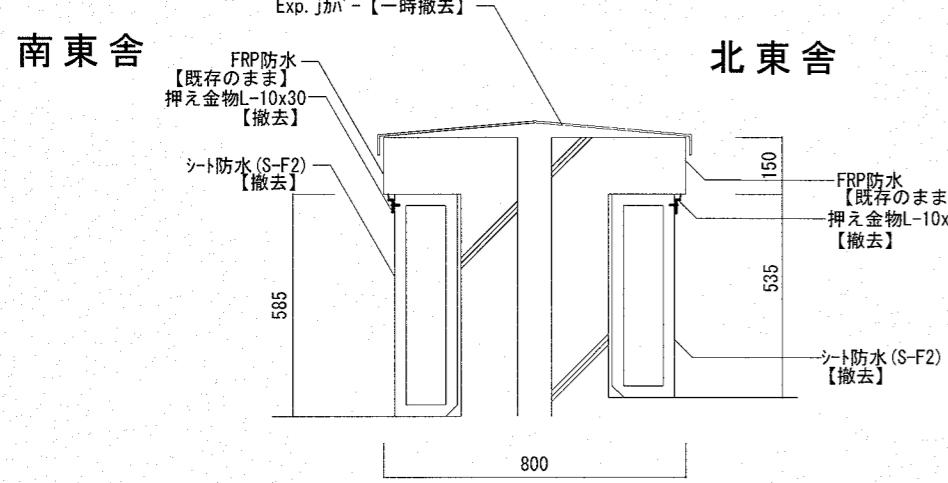
工事名

高知市 都市建設部 公共建築課
大津小学校南東舎及び北東舎防水改修工事係 係長 課長補佐 課長 図面番号
江口 桑原 大平 潤一 松木

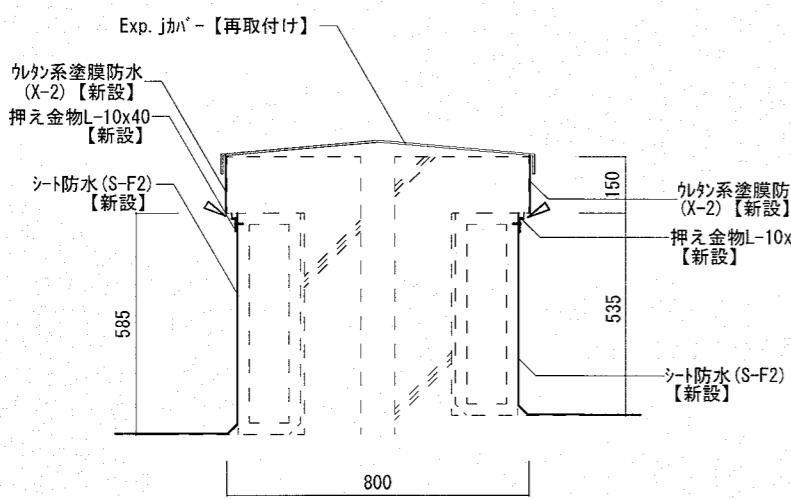
図面名 北東舎部分詳細図(2) 縮尺 1/20 作図年月日 A-14



屋上 Exp. j S=1:20

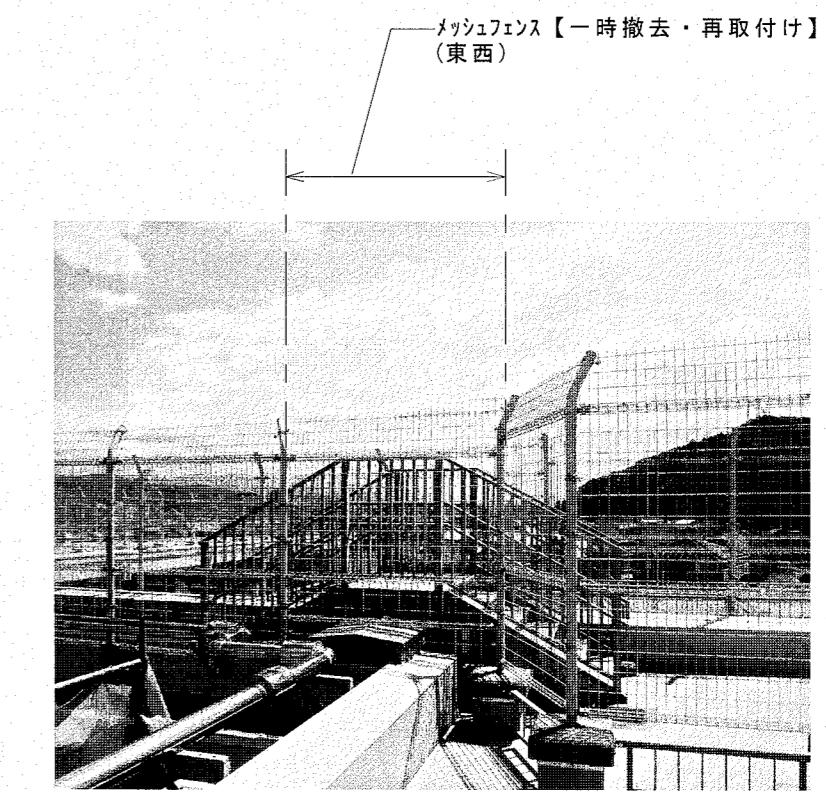
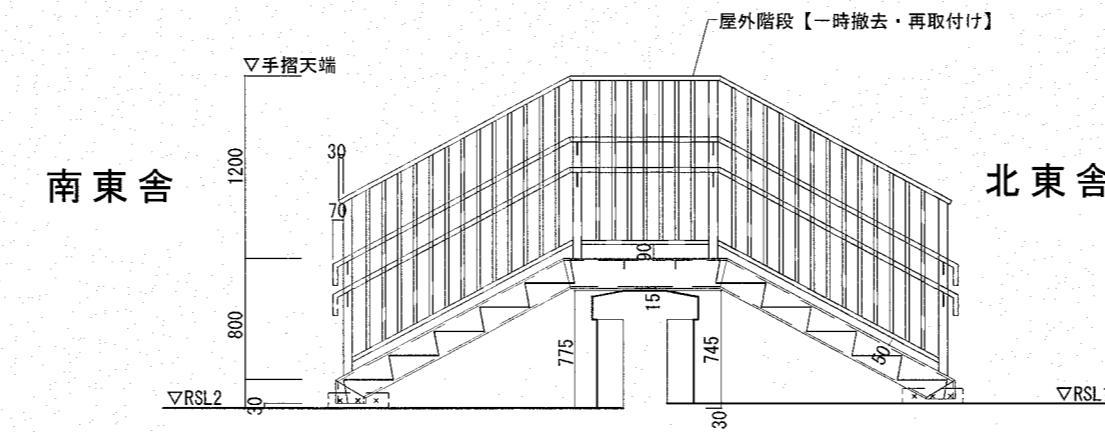


改修前

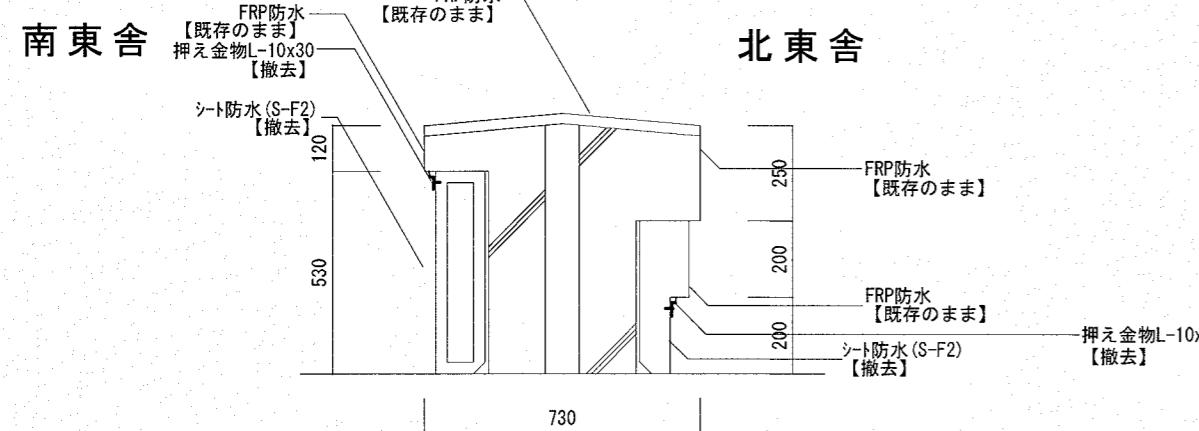


改修後

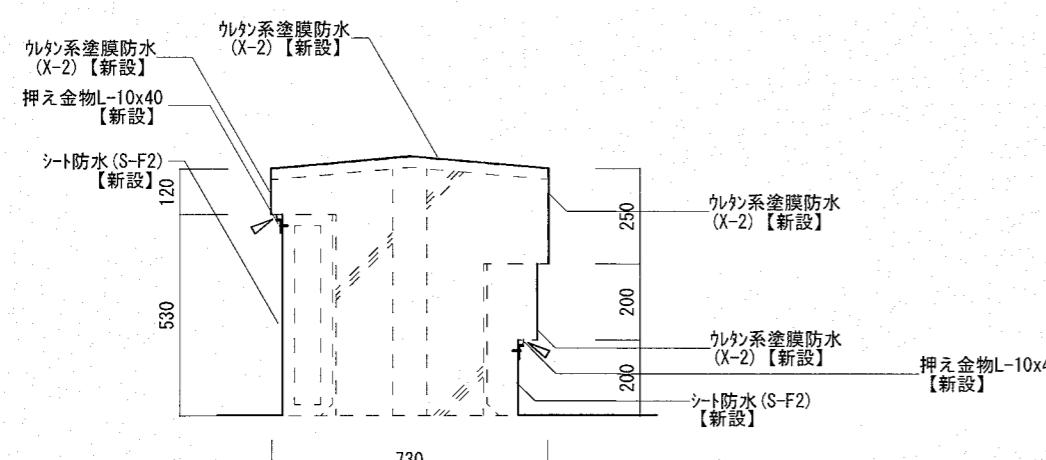
Exp. j階段部分詳細図 S=1:50



昇降所屋上 Exp. j S=1:20

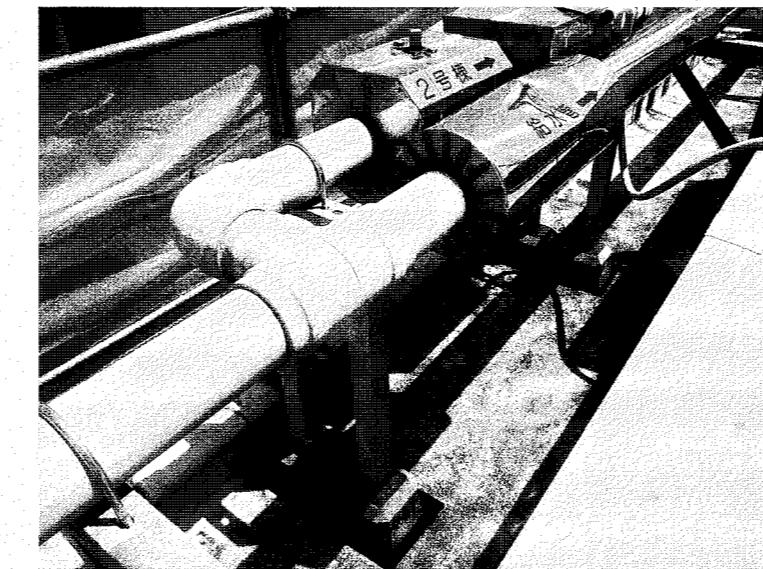


改修前



改修後

配管コンクリート基礎詳細



△ シーリング (MS-2 10×10) を示す

押え金物 [撤去] [新設] はシーリング共

高知市 都市建設部 公共建築課

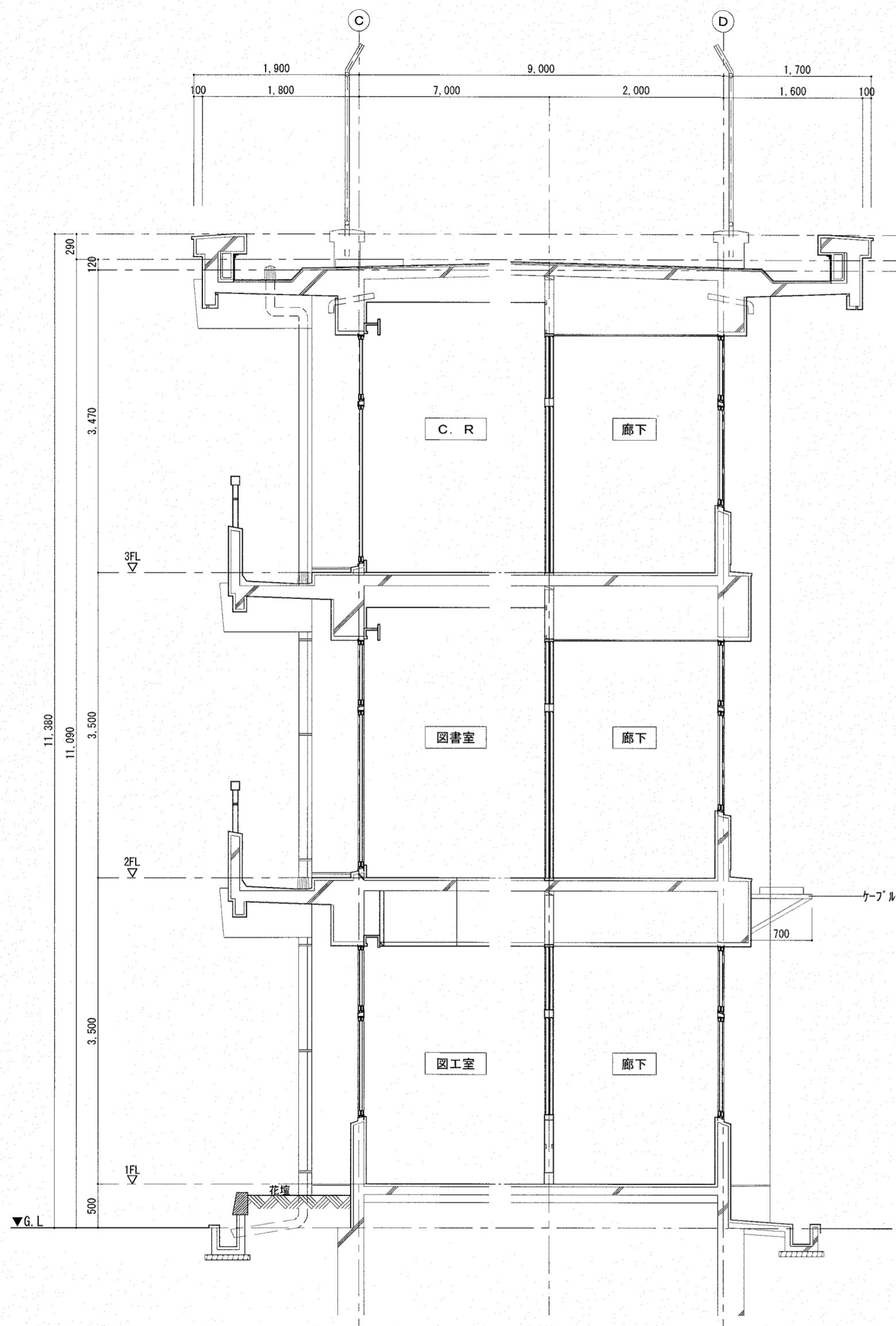
工事名

大津小学校南東舎及び北東舎防水改修工事

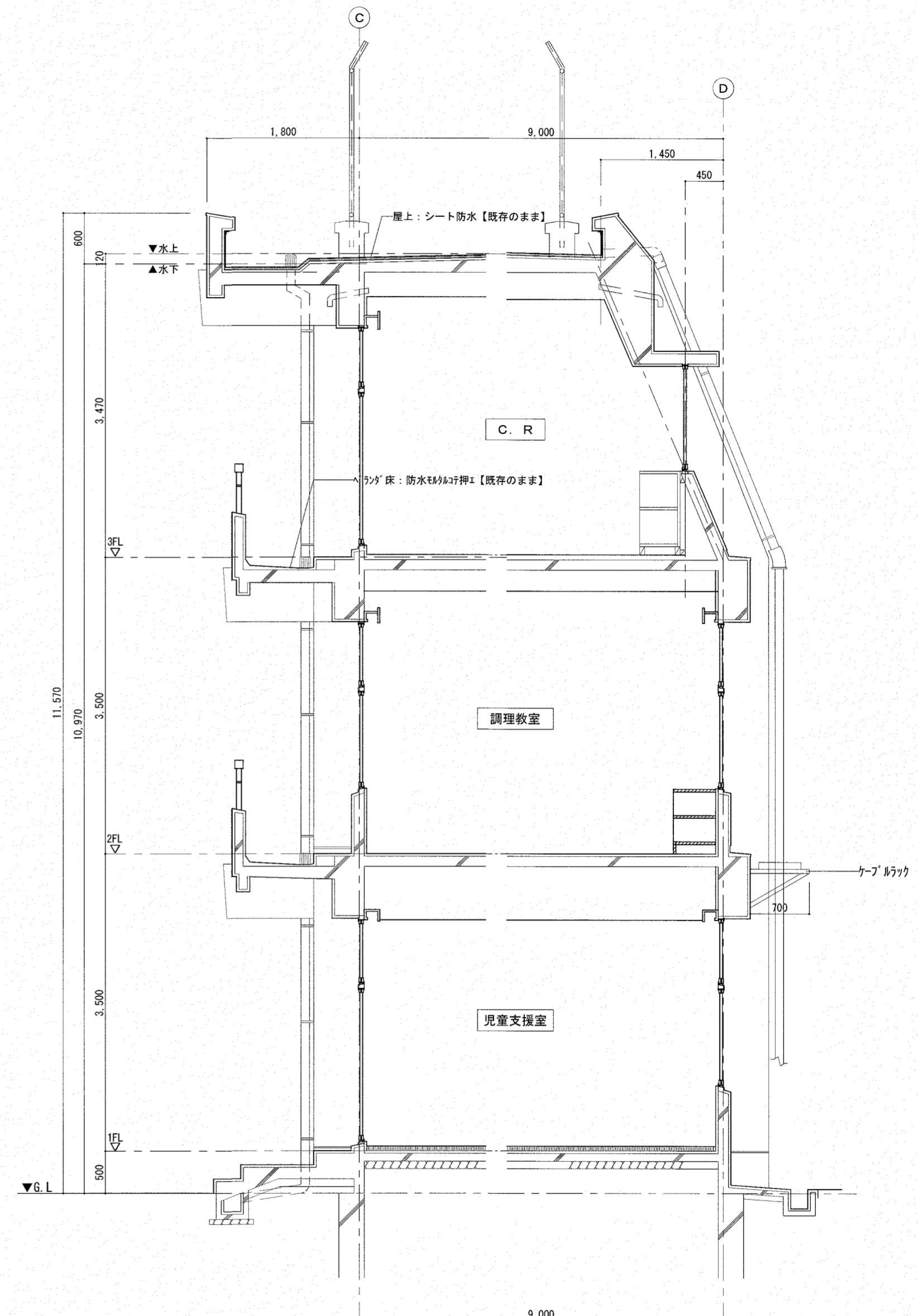
図面名 南東舎部分詳細図(2)

縮尺 1/20, 1/50 作図年月日

A-16



A-A' 矩計図 S=1/50

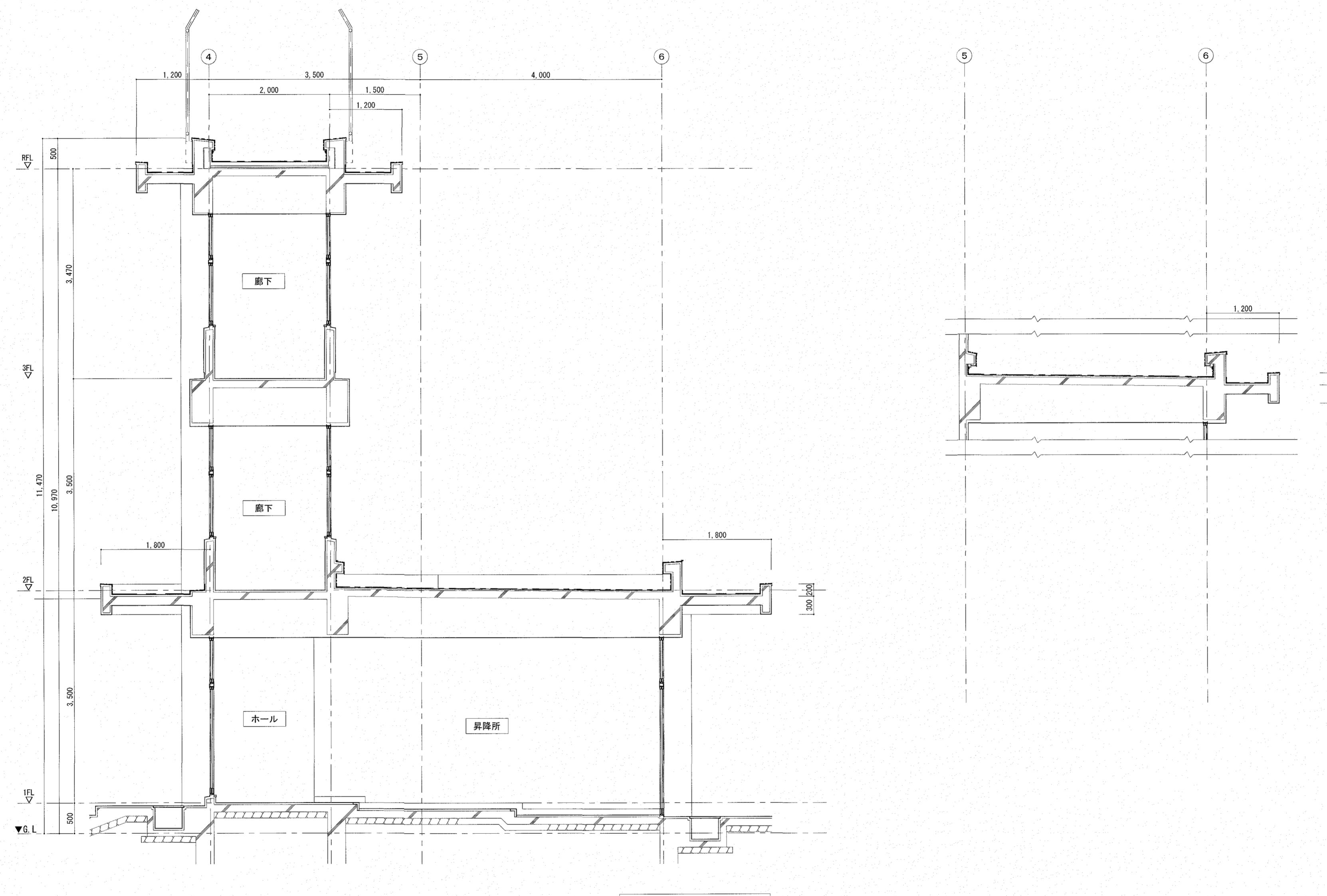


B-B' 矩計図 S=1/50

高知市 都市建設部 公共建築課

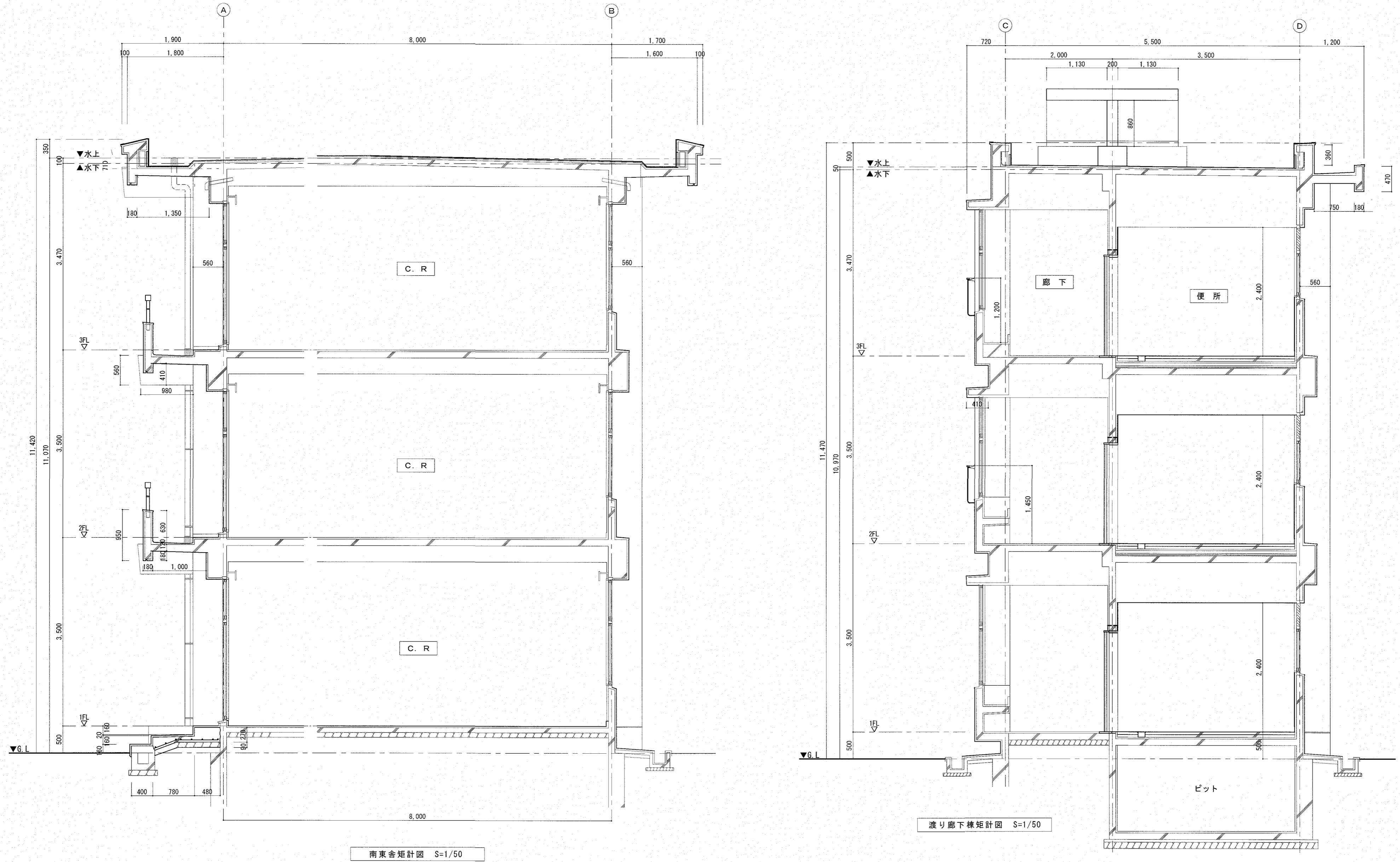
工事名	係 係長	長 課長補佐	課 長	図面番号
大津小学校南東舎及び北東舎防水改修工事				
図面名 【参考図】北東舎矩計図(1)	縮 尺 1/50		作 図 年 月 日	A-17

【参考図】



高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
大津小学校南東舎及び北東舎防水改修工事					
図面名 【参考図】北東舎矩計図(2)	縮 尺	1/50	作 図 年 月 日	A-18	



高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
大津小学校南東舎及び北東舎防水改修工事					
図面名 【参考図】南東舎矩計図	縮尺	1/50	作図年月日	A-19	